

議 会 定 例 会 会 議 録

令和 7 年 1 1 月 2 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

令和7年11月28日

開 会	午前9時30分
日程第1	議席の指定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	諸般の報告
日程第5	議会運営委員会の委員の定数の変更について
日程第6	議会運営委員の補欠委員の選任について
日程第7	市長の行政報告
日程第8	議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
日程第9	議案第65号 職員の給与に関する条例及び岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第67号 岩出市観光案内所設置及び管理条例の制定について
日程第12	議案第68号 岩出市水道事業給水条例の一部改正について
日程第13	議案第69号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第5号）
日程第14	議案第70号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第71号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第72号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第17	議案第73号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第74号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第75号 市道路線の認定について
日程第20	議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第21	議案第48号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22	議案第49号 令和6年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23	議案第50号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定について

- 日程第24 議案第51号 令和6年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 議案第52号 令和6年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について
- 日程第26 議案第53号 令和6年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 7 年第 4 回岩出市議会定例会を開会いたします。

本日の会議は、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議会運営委員会の委員の定数の変更の件、議会運営委員の補欠委員の選任の件、市長の行政報告、議案第 64 号から議案第 75 号までの議案 12 件につきましては、提案理由の説明、議案第 47 号から議案第 53 号までの決算議案 7 件につきましては、委員長報告、同質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 議席の指定

○玉田議長 日程第 1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条の規定により、議長において指定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第 4 条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席は、ただいまご着席のとおり指定いたします。

なお、1 番議席は空席といたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会議録署名議員の指名

○玉田議長 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、2 番、福山晴美議員及び 10 番、田畑正昭議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 会期の決定

○玉田議長 日程第 3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 17 日までの 20 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月17日までの20日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 諸般の報告

○玉田議長 日程第4 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案12件であります。

次に、決算審査特別委員会から閉会中に審査をいたしました令和6年度決算会計議案7件の審査報告書は、配付のとおり提出されております。

次に、監査委員からの定例監査報告書が提出され、その写しは配付のとおりであります。

次に、令和7年第3回定例会から令和7年第4回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和7年度市議会議長会関係について、事務局から報告をさせます。

○事務局 市議会議長会関係について報告いたします。

10月10日金曜日、神戸市の神戸メリケンパークオリエンタルホテルで近畿市議会議長会第2回理事会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長及び会場担当市の丹波篠山市議会議長の挨拶、新任議長等の紹介に引き続き、令和7年7月8日から10月9日までの会務報告、支部提出議案2議案の審議、協議事項として、今後の会議等開催予定、令和8年度役員内定市表及び第23回全国市議会議長会研究フォーラムについて協議、その後、次回会場担当市の藤井寺市議会議長の挨拶があり、第2回理事会が閉会されました。

理事会終了後、近畿市議会議長会第14回議長研修会が開催され、議長が受講いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶に引き続き、「日本はなぜ世界で一番人気があるのか」と題して、作家、武田恒泰氏が講演されました。

次に、10月31日金曜日、和歌山市のダイワロイネットホテル和歌山で和歌山県市議会議長会研修会が開催され、議長と副議長が受講いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶に引き続き、「議員定数、議員報酬の適切な算定方法」をテーマに、第1部「適正な議員定数の算定手法を考える」、第2部「適正な議員報酬の算定方法を考える」と題して、午前、午後、2部形式で、株式会社廣瀬

行政研究所代表取締役、廣瀬和彦氏が研修されました。

次に、11月5日水曜日、東京都千代田区の都市センターホテルで全国市議会議長会第242回理事会、第120回評議員委員会合同会議が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶及び来賓挨拶に引き続き、令和7年5月20日から11月5日までの一般事務報告、各委員会事務報告、部会提出議案18件及び会長提出議案5件の審議、協議事項として、学習指導要領に学校と議会が連携した主権者教育の推進について明記を求める決議案、厚生年金への地方議会議員の加入、令和6年度本会各会計決算、令和8年度本会一般会計予算の見通しについて協議、その他として、地域未来ビジョン創造セミナー、今後の会議予定等の連絡の後、合同会議が閉会されました。

以上です。

○玉田議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議会運営委員会の委員の定数の変更について

○玉田議長 日程第5 議会運営委員会の委員の定数の変更の件を議題といたします。  
お諮りいたします。

議会運営委員会の委員の定数を5人から6人に変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員の定数を5人から6人に変更することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議会運営委員の補欠委員の選任について

○玉田議長 日程第6 議会運営委員の補欠委員の選任を行います。

ただいま議会運営委員に2人の欠員が生じております。

議会運営委員の補欠委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、配付の名簿のとおり、西野峻也議員と杉本直哉議員の2名を指名いたします。

なお、補欠委員の任期につきましては、委員会条例第4条第3項の規定により、同条例第3条第3項の規定を準用し、前任者の残任期間といたします。

これをもって、議会運営委員の補欠委員の選任を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第7 市長の行政報告

○玉田議長 日程第7 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、平素より岩出市の発展に対し、ご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、本日は皆様にご出席をいただき、令和7年第4回岩出市議会定例会を開会できますこと、厚くお礼を申し上げます。

それでは、本会議の開会に当たり、当面の岩出市行政についてご報告をいたします。

まず初めに、令和7年度市政懇談会についてであります。本年度は7月23日から9月17日までの間、12回開催いたしました。議員各位におかれましては、各会場へご参加ありがとうございました。市政懇談会でいただきました意見、要望につきましては、今後の市政に反映させてまいります。

次に、岩出市市民表彰式についてであります。11月1日、議員各位並びに市民の皆様にご参加をいただき、盛会裏に終えることができましたことを感謝申し上げます。表彰を受けられました11名の方々のご功績に、改めて敬意と感謝の意を表します。

次に、職員採用試験についてであります。10月5日に実務経験者を対象とした採用試験を行い、業務員1名を採用しております。また、10月26日に高校卒を対象とした採用試験の二次試験を実施し、令和8年度採用に向けて、一般職3名、技師2名に内定を出しました。今後、助産師や手話通訳士といった専門職を対象とした採用試験の実施を予定しており、合格者内定数が確定した際には、議会に報告させていただきます。

次に、10月26日に実施をいたしました岩出市地域防災訓練についてであります。今年度の訓練は、巨大地震の発生を想定し、自主防災組織、理事会をはじめとする市民の参加と消防団及び関係機関の緊密な連携の下、初動体制の確立を目的として実施をいたしました。

日本列島は環太平洋火山帯（造山帯）に位置しており、いつ地震が起こってもおかしくはありません。先日、カムチャッカ半島で起こった地震により津波警報が発

令されました。今後、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震に加え、中央構造線による地震のおそれもあることから、防災体制の確立と市民の防災意識のさらなる高揚に向け取り組んでまいります。

次に、人権啓発についてであります。国では、毎年12月4日から12月10日までを人権週間と定め、県では11月11日から12月10日までを人権を考える強調月間と定めております。本市においても、毎年、街頭啓発活動や人権を考える集いの開催、人権リーフレットの全戸配布など、市民の人権意識の高揚と人権が尊重されるまちづくりの推進に取り組んでいるところであります。また、今年中に、昨年度実施をした人権に関する市民意識調査の結果を踏まえ、岩出市人権施策基本方針（第三次改定版）を策定してまいります。今後も全ての人の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現を目指し、より一層の人権施策の推進に努めてまいります。

次に、有料指定可燃ごみ袋の処理手数料についてであります。現在の1人・2人世帯の多くの方が60代から70代であり、今後、ごみ量の減少が見込まれます。そこで、特小袋を加えた新たな手数料を設定いたしたく、本定例会へ条例の一部改正の議案を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、道路整備についてであります。平成29年度から生活道路環状化事業として取り組んできました市道金屋荊本線の金屋地区から荊本地区の約830メートルの区間において、12月22日に一部供用開始式典を開催いたします。つきましては、議長、総務建設常任委員のご出席をお願いをいたします。

次に、秋のイベントについてであります。市民運動会を10月12日に開催をし、7,046人の市民の皆様がありました。また、文化祭は、11月1日、2日の2日間にわたり開催をし、1万5,512人の方にご来場いただきました。議員各位におかれましても、当日ご臨席を賜り、ありがとうございました。

次に、令和8年はたちのつどいについてであります。令和8年1月12日、成人の日を開催いたします。今回の対象者は、平成17年4月2日から平成18年4月1日生まれの方で、令和7年1月1日現在で630人となります。議員各位におかれましては、ご多忙とは存じますが、ご臨席を賜りますようよろしくをお願いいたします。

本日、説明申し上げましたこれらの施策の推進に積極的に取り組み、岩出市政の発展に努めてまいりますので、今後とも、議員の皆様方のご理解、ご支援をお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

本日はどうもご苦労さまでございます。

○玉田議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について～

日程第19 議案第75号 市道路線の認定の認定について

○玉田議長 日程第8 議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件から日程第19 議案第75号 市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○川端副市長 ただいま議題となりました諸議案についてご説明申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、条例案件が5件、令和7年度補正予算案件が6件、市道路線の認定案件が1件の12件であります。

初めに、条例案件についてご説明申し上げます。

議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当について改正を行うため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第65号 職員の給与に関する条例及び岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。この議案は、給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、職員の給料月額及び期末勤勉手当並びに会計年度任用職員の給料月額及び期末勤勉手当について改定を行うため、所要の改正をするものです。

次に、議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。現行の手数料に加え、新たに10リットルの指定袋、特小の処理手数料を設定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第67号 岩出市観光案内所設置及び管理条例の制定についてあります。新たに設置する岩出市観光案内所の設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第68号 岩出市水道事業給水条例の一部改正についてであります、災害、その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた給水装置工事事業者であっても工事を行うことができるようにするとともに、給水を制限、または停止した場合における免責条項などについて整備するため、所要の改正を行うものであります。

続いて、令和7年度補正予算案件についてご説明いたします。

議案第69号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第6号）についてであります、既決の予算の総額に6億6,579万8,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、事業の採択等による国県支出金のほか、小中学校給食費、寄附金、繰入金、前年度繰越金、諸収入などの補正を、歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、市制施行20周年記念式典経費、基幹統計費における事務費、前年度精算による返還金、後期高齢者医療特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、保健福祉センター運営費における修繕料、障害者総合支援給付費におけるシステム改修委託料、市立保育園等運営費、児童手当、休日急患センター分担金、移住支援金、下水道事業会計出資金、那賀消防組合負担金、小学校管理費における工事請負費、学校給食運営費における賄材料費などについて補正するものであります。

次に、議案第70号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります、既決の予算の総額に1億293万1,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、国民健康保険事業運営基金繰入金のほか、前年度繰越金について、歳出では、国民健康保険事業運営基金積立金のほか、前年度交付金と国県の精算に伴う返還金について補正を行うものであります。

次に、議案第71号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります、既決の予算の総額に4,238万5,000円を追加するものであります。主な内容は、歳入では、地域支援事業費に係る国県支出金のほか、一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金、前年度繰越金について、歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、前年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金、一般会計繰出金について補正を行うものであります。

次に、議案第72号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります、既決の予算の総額に3,479万5,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う一般会計繰

入金及び前年度繰越金について、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金について補正を行うものであります。

次に、議案第73号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。既決の収益的支出の予定額に972万7,000円を追加するものであります。

主な内容は、人事院勧告等による人件費について補正を行うものであります。

次に、議案第74号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。既決の収益的支出の予定額に509万7,000円を追加し、既決の資本的収入の予定額に1,100万7,000円を追加し、既決の資本的支出の予定額に591万円を追加するものであります。

主な内容は、人事院勧告等による人件費等について補正を行うものであります。

次に、議案第75号 市道路線の認定についてであります。開発行為による帰属道路7路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○玉田議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  
～

日程第26 議案第53号 令和6年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について

○玉田議長 日程第20 議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第26 議案第53号 令和6年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案7件に関し、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、田中宏幸議員、演壇でお願いいたします。

○田中議員 皆さん、おはようございます。

決算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月9日の会議において当委員会に付託され、閉会中に審査いたしました議案は、令和6年度決算関係議案7件でありました。

当委員会は9月18日木曜日、本会議散会后、令和6年度決算議案7件の概要説明と審査方法及び日程の協議を行いました。

審査については、10月14日火曜日、総務部門、議会部門、15日水曜日、建設部門、16日木曜日、厚生部門、17日金曜日、文教部門を実施しました。

決算関係書類の歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書等の検閲については、議会から当委員会に権限を委任されていることから、検閲することを決定し、審査の前に検閲を行いました。

検閲終了後、令和6年度決算議案7件に対する質疑を行い、その後、討論、採決を行いました。

その結果、議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定、議案第48号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第49号 令和6年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第50号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第51号 令和6年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第53号 令和6年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定、以上6議案については、全会一致で認定、議案第52号 令和6年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定は、全会一致で可決及び認定しました。

なお、決算審査特別委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、委員会の記録が作成され次第、配付いたします。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第48号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第49号 令和6年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第51号 令和6年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第52号 令和6年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件、議案第53号 令和6年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件、以上、議案5件に対する討

論の通告はありません。

これをもって、議案 5 件に対する討論を終結いたします。

議案第 48 号、議案第 49 号及び議案第 51 号から議案第 53 号までの議案 5 件を一括して採決いたします。

この議案 5 件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号、議案第 49 号、議案第 51 号及び議案第 53 号の議案 4 件は、原案のとおり認定、議案第 52 号は、原案のとおり可決及び認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、討論、採決を行います。

議案第 47 号 令和 6 年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第 47 号 令和 6 年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

令和 6 年度歳入決算額は 214 億 7,854 万 2,359 円、歳出決算額は 206 億 9,992 万 6,221 円、歳入歳出差引額は 7 億 7,861 万 6,138 円で、翌年度に繰り越すべき財源 2 億 2,742 万 4,000 円を差し引いた実質収支は 5 億 439 万 2,138 円と黒字となっています。

市税は、前年度と比較すると 1 億 7,128 万 7,782 円の減となっていますが、これは定額減税の実施による影響です。財政指標の 4 つの健全化判断比率、実質公債費比率についても、これらの指標に基づく本市の財政運営が健全と言えます。また、財政基金と減債基金を合わせて約 48 億 8,000 万円、特定目的基金を加えると約 105 億 9,600 万円、令和 5 年度と比較しても 5 億 4,700 万円増加しています。

当局は、財政が厳しい等を繰り返しておりますが、市民の福祉の増進を実現することを何よりも優先して取り組むべき積極的な姿勢に立ってきたかが問われます。全世代における非正規雇用拡大と賃金格差、エネルギーや食料品等、あらゆる物価高騰が市民生活と暮らしを圧迫しています。市として、物価高騰による市民生活などの影響を最大限抑え込むためにも、市の独自予算からも市民生活を支援することが求められました。

令和 6 年度は、岩出市消費生活センターの開設、能登半島地震などの災害を踏まえ、危機管理体制の強化と地域防災計画の検証、妊産婦アクセス支援事業などの新

規事業、子供医療費助成事業の拡大など、評価する点も見受けられますが、物価高騰における市民への対策は、国における交付金の活用が主であり、不十分だと考えます。

そして、市民生活を支え、地域振興にも重要な貢献をする地域公共交通の整備が検討されなかったことも残念です。高齢者、障害者など、移動手段の手だて、乗り合いタクシーの整備についても前向きに取り組むよう求めるものです。

男女の出会いサポート事業について、やめるべきだと考えます。官製婚活は行政主導で安心感があるとの意見もありますが、もともと民間事業者が行っていた事業を自治体が民間事業者へ委託することで、税金が民間企業へ流れる仕組みとなっています。その事業効果も明確に評価できないといった問題点もあります。市もその効果の検証はしていません。出会いがないことを理由に進める官製婚活は、本当の意味での少子化対策ではありません。行政としてやるべきことは、官製婚活ではなく、労働環境の改善、子育てにかかる費用の軽減、ジェンダー平等意識の醸成のための支援や取組です。

また、職員体制についても、必要な部署に適正に配置することが市民サービスにつながり、市政の発展にも必要であると考えますが、不足している現状が続いています。

岩出市には、住民の願いに応える財源は十分にあります。全ての市民が健康で豊かな生活を送る、岩出市に住んでよかったと言えるまちづくりをしなければなりません。しかし、この決算は、住民の声に十分に応えたものになっていないと考えます。市民の納得は得られないと考えますので、この議案には反対といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

決算書によりますと、令和6年度の収支の状況は黒字となっています。規模については、対前年度比で歳入歳出ともに増加していますが、これは令和6年度において、定額減税補足給付金給付事業があったことが主な要因であります。

歳入において、収入の中心である市税については、定額減税実施の影響により減少しています。税制及び物価高騰の影響を受ける中、滞納処分の徹底、現年度課税分の収納対策の早期着手等により、収入未済額の縮減に努められ、収納率についても前年度より向上しており、自主財源の確保に取り組んでいることが見受けられま

す。また、国県支出金など補助金の活用を図り、起債の発行は必要最低限にするなど、健全な財政運営に努められています。

歳出では、民生費、衛生費、土木費、教育費が主なものとなりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の実施はもとより、ほかの全ての事業執行に関しても、効果、緊急性、必要性を勘案し、着実に事業を進められています。民生費、衛生費に伸びが見られますが、各社会保障関連事業、都市基盤整備のための道路整備事業、災害に対する防災事業、教育環境改善のための諸施策、観光促進事業など、行政需要に的確に対応し、効率的な運用が見受けられます。

なお、基金においては、活用を前提としながらも、将来の負担に備えるなど、着実な運用を行っておられます。

今後も少子高齢化が進展し、人口が減少することが予測される中、本市においても、労働力人口の減少による税収の減少や高齢化による社会保障費の増加などで厳しい財政状況に置かれることを認識する必要があります。

基金を取り崩せば、市民サービスを拡充できるのではないかとのご意見もございますが、将来を見据えた財政規律の堅持が重要であり、市債残高を減らしながら、市民ニーズに対応すること、また将来世代に対する投資をしていくことが、本市の将来に向けた重要な取組であると考えます。

以上、述べました理由により、私は本議案について賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第47号に対する討論を終結いたします。

議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり認定されました。

議案第50号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第50号 岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、

反対の立場で討論を行います。

2024年度から2年間適用する新たな保険料率が決まり、1人当たりの年間平均保険料は増額しました。全世代型社会保障だとして、後期高齢者の保険料の伸び率を現代世代と同じにすると、負担増を進めてきたものです。高齢者にとっては保険料値上げは大きな打撃です。物価高騰が続く中で、保険料の値上げは生活をも圧迫します。保険料の引上げの中には、出産育児一時金の引上げのための支出が入っています。世代間分断を図るもので、本当に許せません。

保険料は上がり続け、窓口負担も1割から2割に引き上げられ、医療の抑制につながるものです。そもそも75歳以上は、他の年齢より病気を抱えることが多くなり、その年齢で強制的に切り分けた後期高齢者医療制度は、医療費が増え続けることが前提の医療制度となり、その構造も問題です。制度そのものの反対と年金で暮らす高齢者のさらなる追い打ちをかける保険料の引上げが含まれるこの決算には反対といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

杉本直哉議員。

○杉本議員 議案第50号 令和6年度岩出市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論します。

後期高齢者医療制度は、主に75歳以上の高齢者を被保険者とし、高齢期における健康の保持及び適切な医療の確保を図るため、疾病等に対し必要な給付を行うとともに、健診などの保健事業を総合的に実施するものです。

現在、我が国では、総人口が減少を続ける中、令和7年、2025年には団塊の世代全てが75歳以上となります。本市においても、被保険者数は、令和6年度末において7,132人となっており、前年度に比べ増加しております。今後、高齢化の進展により被保険者の増加が見込まれ、給付費の増加が予測されますが、高齢者の福祉の増進に寄与する必要な制度であります。

決算の状況を見ますと、歳入では、保険料の徴収について、口座振替の積極的な推進や、滞納者を増やさないための早期対応に取り組み、高い徴収率の維持に努められています。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が大部分を占めますが、保健事業における人間ドックや脳ドックに取り組むなど、適切に執行されています。

よって、本議案については、事業を安定的に、また適正に運営されていると考えますので、賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第50号に対する討論を終結いたします。

議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり認定されました。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月4日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月4日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

なお、12月4日木曜日以降の会議は、岩出市役所の市議会議場で開きます。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時18分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 7 年 1 2 月 4 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和7年12月4日

| | | |
|-------|---------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 議席の指定 | |
| 日程第2 | 諸般の報告 | |
| 日程第3 | 議案第64号 | 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第65号 | 職員の給与に関する条例及び岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第66号 | 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第67号 | 岩出市観光案内所設置及び管理条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第68号 | 岩出市水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第69号 | 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第9 | 議案第70号 | 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第71号 | 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第72号 | 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第73号 | 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第74号 | 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第75号 | 市道路線の認定について |
| 日程第15 | 議案第76号 | 岩出市火葬場改修工事請負契約について |

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席の指定、諸般の報告、議案第64号から議案第75号までの議案12件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第76号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議席の指定

○玉田議長 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席をただいまのご着席のとおり指定いたします。

なお、1番議席は空席といたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 諸般の報告

○玉田議長 日程第2 諸般の報告を行います。

本日の会議に、市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第76号の議案1件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について～

日程第14 議案第75号 市道路線の認定の認定について

○玉田議長 日程第3 議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件から日程第14 議案第75号 市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上で、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、公明党議員団、大上正春議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

大上正春議員、議案第66号の質疑をお願いします。

○大上議員 議長の許可をしましたので、議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、1点だけお伺いしたいと思います。

様々な事柄になってくるんですけども、今後のごみ袋、極小サイズのごみ袋についてのスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 おはようございます。大上議員の質疑にお答えいたします。

今後のスケジュールにつきましては、令和8年1月から2月にかけて、指定ごみ袋の取扱店及び総括取扱店の岩出市商工会に説明を個別に実施し、早ければ、令和8年4月からの運用したいと考えてございます。また、市民に対しましても、市ウェブサイトや広報紙を通じて周知したいと考えてございます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 来年の4月から運用ということでしたので、例年、6月に実施の無料配布ですけども、これに恐らく間に合うのかなというふうに考えます。そうした場合に、多くの方に極小サイズを試してもらおうという意味で、無料配布のときに、極小サイズを選びやすいように、それぞれ世帯ごとに分けて設定はいつもしていただいているんですけども、従来使っているサイズとセットで選択できるような、例えば極上サイズを何枚、20リットルのサイズを何枚と、それぞれの世帯ごとに極小サイズも足して選んでいただけるような、そんな方法も用いていただければというふうに思うんですけども、それについていかがでしょうか。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再質疑にお答えいたします。

無料交付につきましては、多分今の現状のスケジュールからいくと、特小袋のほ

うも間に合うかと思えます。参考に使っていただきたいというお考えなんですけれども、そこに関しましては、やはりはがきに対する印刷の仕方とか、あと選択制の選び方、そういった観点も考えなければいけないということで、すぐに実現できるかどうか分かりませんので、今、受付のところにごみ袋を実際貼り付けて、どの大きさがいいかというのを今掲示しております。そういった形で手に取って分かってもらえるというような広報の仕方をして、皆さんには使っていただけるよう周知したいと考えてございます。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 従来であれば、1世帯、2世帯であれば、極小サイズを多分何十枚で1セットになってしまうのかなというふうに思うんですけども。今現在、7世帯以上の方で30リットルを何枚と45リットルを何枚と、2パターンを選べるような段階のところもあるというふうに思うんですけども、そういう感じでしていただけることというのが可能なんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再々質疑にお答えさせていただきます。

現状の無料交付に関しましても、欄的には小・中・大とあるんですけども、大・中・小のいずれかを選んでいただくという方向を取っております。恐らく今後無料交付を取りあえずやるのであれば、そういった形にしか、手続上、厳しいのかなというふうに、今の現時点では考えてございます。

○玉田議長 これで、公明党議員団、大上正春議員の質疑を終わります。

2番目、市來利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

市來利恵議員、議案第64号の質疑をお願いいたします。

○市來議員 議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についての質疑を行いたいと思えます。

まず、提案理由には、給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、期末手当の改定を行うものとしていますが、議員は人事院勧告の対象となっているのかについてお聞かせください。

あと、改正を行わないという判断、議論はなかったのか。

市長、副市長、教育長、議員の引上額と影響額について。

最後に、今回の改正に市民の理解が得られると考えるのかについてお答えください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

1点目と2点目、一括してお答えします。人事院勧告の対象となるのは、給与表の適用を受ける一般職の国家公務員であり、市議会議員については直接的な対象とはなっておりません。しかしながら、人事院勧告は、人事院が中立的な立場から適正な給与水準を勧告するもので、本市においては、人事院勧告を勘案して給与改定を行っているところであり、議会議員の期末手当についても改正を行うものです。

次に、3点目についてお答えいたします。条例における引上額については、市長で5万6,700円、副市長で4万7,600円、教育長で4万3,400円、市議会議員については、議長で2万8,175円、副議長で2万5,300円、議員で2万3,575円の引上額となっており、全体の影響額といたしましては、48万4,075円の増額となります。

次に、4点目についてお答えいたします。今回の人事院勧告では、民間事業所で支払われた給与の支給割合を算出した上で、国家公務員と比較した結果、支給月数が民間事業所と比較して下回っていたことによる勧告がされております。それに従い、国家公務員の給与等が改正されることに合わせて、市職員の賞与の支給割合を改正することに伴う改正であり、理解は得られるものと考え、議案として上程しております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 議員については、人事院勧告の対象となっていないという形になっております。であるなら、私たちは報酬としてもらっているわけですから、給与としては発生してないと。そういう中では、一般職については、そうやって理解が得られるかもしれませんが、しかし、特別職については、市民から本当に理解が得られるのかというのは、甚だちょっと疑問ではあるんですが、その点はしっかりと得られるというふうに本当に考えられているのかという点をもう1回聞きたいと思います。

あと、審議会等々もあるんですが、そういった点で、こちらのほうの、今度、改定についての審議会等々で話し合われたということになっているのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

理解が得られるのかというふうに考えているのかということですが、人事院勧告以外に、市において算定する等々の要件等がございませんので、人事院勧告に従うということが一般的であると考えておりますので、議員の賞与に関しましても理解が得られるものと考えております。

それから、岩出市特別職報酬等審議会条例において審議する内容といたしましては、報酬及び給与の額となっておりますので、手当等に関しましては、こちらのほうで審議のほうはいたしておりません。

以上です。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 1点だけなんですけど、今回、審議会ですね、給与等、報酬等の関係ではないのでやっていないということなんですけど、せめてしっかりとそこで議論を図っていただくということが必要ではないかと考えます。というのも、他の自治体では、例えば人事院勧告のこういった改正に当たっても、しっかりとした議論を行いながら、議会に提案をしていくというパターンもかなり多くあるんです。そういったことを考えれば、しっかりと議論を行った中で出してくるというのが常識ではないのかなと考えますので、その点だけお聞かせいただきたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 再々質疑にお答えいたします。

審議会においては、諮問を受けて開催するものでございますが、本市においては毎年開催をさせていただきまして、報酬と給与等に関しましては、諮問をさせていただいているところでございます。その中で、議員等の年収等の総額についてもお示しすることにはなるとは思いますので、その部分において諮問をいただくという内容となっておりますと考えております。

以上です。

○玉田議長 続きまして、議案第66号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につ

いての質疑を行いたいと思います。

指定袋の10リットル1袋につき11円の根拠について教えてください。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

令和5年6月議会でご承認いただきました岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正におきまして、指定袋の手数料が1リットル当たり1.1円となっており、令和7年10月28日開催の第3回岩出市環境を守る審議会の中でも賛同いただいたため、10リットルを11円としております。

なお、国の一般廃棄物処理手数料有料化の手引では、全国平均で1リットル当たり1.11円との結果が示されてございます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 1袋につき11円の中で、これは袋、言うたら、廃棄手数料というのがあ  
ると思うんですが、それは幾らになりますでしょうか。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再質疑にお答えいたします。

こちらのごみ袋の手数料に関しましては、まず、ごみ袋の製造にかかるコスト、  
あと、ごみ減量化に関するコストというのが入ってございますので、そちらを含め  
ての1.1円となっております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 その内訳は何ですか。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再々質疑にお答えいたします。

処理手数料で、今までの決算で約6,000万円がごみ袋の手数料として入ってきて  
ございます。そのうち約1,000万が、先ほど申し上げた取扱店とか総取扱店にお支  
払いしている手数料で、そちらのほうは約1,000万円ほどございます。残り5,000万  
円のうちごみの減量化、また製造に関する費用が支出されているとなっております。

○玉田議長 これでは、市来利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第64号から議案第75号までの議案12件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第64号から議案第75号までの議案12件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約について

○玉田議長 日程第15 議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長

○川端副市長 ただいま議題となりました議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約についてご説明いたします。

この議案は、岩出市火葬場改修工事請負契約を締結するに当たり、予定価格の金額が1億5,000万円以上となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○玉田議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので発言を許します。質疑は自席からお願いいたします。

1番目、公明党議員団、大上正春議員、質疑をお願いいたします

大上正春議員。

○大上議員 議案第76号の岩出市火葬場改修工事請負契約について、3点お伺いしたいと思います。

まず1点目、当初予算編成時の見積りはどうしたのか。

2点目として、最初の入札で参加申請者がなかったのはなぜなのか。

3点目として、契約事業者との今までの取引歴についてお伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 大上議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の当初予算編成時の見積りはどうしたのか、につきましては、現状の施設を維持して、火葬炉及び設備を更新し、火葬炉を停止することなく運営することを条件として、火葬場の運営を委託している指定管理業者を通じて、専門業者から見積りを徴して予算を計上いたしました。

2点目の最初の入札で参加資格者がなかったのはなぜか、につきましては、考えられる理由として、工事金額、工期及び建設業法第27条の29第1項に定める経営事項審査結果通知書における建設業の種類、機械器具設置工事の総合評定値（P点）などの条件面が合わなかったことだと考えてございます。

3点目の契約事業者との取引履歴につきましては、これまで本市との取引歴はございません。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 指定管理者に依頼をして見積りを取ったということでお伺いしたんですけども、指定管理者に依頼して見積りを取った業者が、最初の入札に参加しなかったということがちょっと分かりにくいんですけども、そういった意味で、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、契約事業者に関して、取引歴ないということですけども、競争入札参加資格というのは必要ないのかというところ、それと改修工事完成後に何らかのことがあって、いろんなメンテナンス等、アフターサービスの体制について、どこがどのようにしていくのかというところをお伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 大上議員の再質疑に答弁させていただきます。

入札に参加の条件なんですけれども、指定業者を通じた専門業者といたしましても、結局、火葬炉メーカーではなく、指定管理業者が設計業者を通じてできる業者さんを選んでやっていただいたというところの見積りだったというところで、入札に関しましては、やはり入札、2点目の答弁と重なるんですけども、参加資格も機械器具の工事というところの入札参加条件というのが要りますので、そういったところも加味したところで、参加資格が見積りした業者からは、入札には参加できなかったというところがございます。

同じく2点目につきましても、火葬炉の実績のある業者というところをやっていただきたかったというところも加味いたしまして、入札参加条件に機械器具の設置

工事をやっていただけるというところをやってございます。

最後の3点目のアフターケアの話なんですけれども、こちらにつきましては、今回落としていただいたコモンテックスさんは、泉南のほうで修理をできる体制があるということをお聞きしております。また、今後、今の指定管理業者さんにも引き続きやっていただきたいというふうにも考えてございますので、そういった面からも問題ないと考えてございます。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、公明党議員団、大上正春議員の質疑を終わります。

2番目、市來利恵議員、質疑をお願いいたします。

○市來議員 議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約について質疑を行います。

重なる部分もあると思うんですが、質疑をしたいと思います。

条件付一般競争入札にした理由は。また条件は。

入札参加が1社しかなかったことについての見解をお答えください。

最後に、結果として随意契約となっていますが、約3億9,000万円の金額は高値になっていないのかという点についてお答えください。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 市來議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の条件付一般競争入札にした理由につきましては、岩出市の火葬場は昭和45年に完成し、昭和60年に火葬炉及び設備の改修を実施してから大規模な改修工事を行っておらず、施設の老朽化が進んでございます。また、昭和45年に火葬場を施工した業者は既におらず、現在の指定管理業者に運営を任せている状況で、老朽した設備の補修を繰り返しながら現在に至ってございます。このことから、火葬炉及び設備の大規模改修が必要であるため、火葬炉の施工実績のある業者を選定いたしたく、条件付一般競争入札といたしました。

条件につきましては、特定建設業許可が機械器具設置工事で登録している業者であること、総合評定値（P点）が700点以上の者であること、新築または改築した4機以上の火葬炉を備える火葬場において、過去10年の実績を元請として、単体または共同企業体の構成員、代表構成員に限るとして、火葬炉設備工事の施工実績を有することといたしました。

2点目の入札参加が1社しかなかったことについての見解につきましては、火葬

炉を施工できる業者が全国で9社しかなく、そのうち3社から問合せ等がありましたが、現状の建物のままでは自社の製造している火葬炉が入らないなどの理由で断念された経緯もあり、入札参加が1社となりました。新築工事であれば、入札参加者の増も考えられましたが、建物については、平成12年、同じく22年、平成28年に改修済みであり、今回の入札参加数については、やむを得なかったと考えてございます。

3点目の結果として、随意契約となったが約3億9,000万円の金額は高値になっていないのか、につきましては、11月26日入札予定でありましたが、不成立となったため、入札参加者からの掲示金額から、さらに交渉を重ねた結果の金額となっておりますので、妥当であると考えてございます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 私も調べたところ、やっぱり工事をする会社というのが、なかなか限られているという点というのは、物すごく分かっているんですけど。1点だけですね、見積書の査定、11月26日はまだ不成立やったという形になっているんですが、随意契約をした中で、見積書の査定については、いつ、どの時点でやっているのかという点をお聞かせ願いたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 市來議員の再質疑にお答えいたします。

見積りの査定につきましては、11月26日の入札不成立になった後、すぐに実施いたしました。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、市來利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第76号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第76号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月12日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月12日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時59分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令和 7 年 1 2 月 1 2 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

令和7年12月12日

|       |                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分                                                 |
| 日程第1  | 諸般の報告                                                   |
| 日程第2  | 議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について          |
| 日程第3  | 議案第65号 職員の給与に関する条例及び岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第4  | 議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について                     |
| 日程第5  | 議案第67号 岩出市観光案内所設置及び管理条例の制定について                          |
| 日程第6  | 議案第68号 岩出市水道事業給水条例の一部改正について                             |
| 日程第7  | 議案第69号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第5号）                            |
| 日程第8  | 議案第70号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                      |
| 日程第9  | 議案第71号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）                        |
| 日程第10 | 議案第72号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）                     |
| 日程第11 | 議案第73号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）                          |
| 日程第12 | 議案第74号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）                         |
| 日程第13 | 議案第75号 市道路線の認定について                                      |
| 日程第14 | 議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約について                               |
| 日程第15 | 発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正について                                |
| 日程第16 | 議員派遣について                                                |
| 日程第17 | 委員会の閉会中の継続調査申出について                                      |

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第64号から議案第76号までの議案13件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第3号の委員会提出議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○玉田議長 日程第1 諸般の報告を行います。

議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第3号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 議案第64号 岩出市議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について～

#### 日程第14 議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約について

○玉田議長 日程第2 議案第64号 岩出市議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件から日程第14 議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約の件までの議案13件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案13件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各常任委員会の委員長報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件外、議案7件です。

当委員会は12月8日月曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等

の一部改正の件、議案第65号 職員の給与に関する条例及び岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第67号 岩出市観光案内所設置及び管理条例の制定の件、議案第68号 岩出市水道事業給水条例の一部改正の件、議案第69号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第73号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第74号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第75号 市道路線の認定の件、以上8議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第64号、議案第65号、議案第67号、議案第68号、議案第69号の所管部分、議案第73号及び議案第74号は可決、議案第75号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件及び議案第65号 職員の給与に関する条例及び岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件では、質疑はありませんでした。

議案第67号 岩出市観光案内所設置及び管理条例の制定の件では、指定管理者の選定方法は。また、公募の時期は。施設全体の規模は。また、施設の構成は。窓口案内や観光パンフレットの配布、デジタル案内端末、W i - F i の整備など、どこまで提供する計画なのか。また、物販やレンタサイクルなど、収益事業を行う予定はあるのか。多言語対応は。また、バリアフリーの対応は。駅から観光地への利便性をアップするとのことだが、現状の大阪方面バスや市内巡回バスの運行経路の変更対応はあるのか。地域おこし協力隊の位置づけは。また、案内所に常勤となるのか。それとも外部から情報発信をするのか。について。

議案第68号 岩出市水道事業給水条例の一部改正の件では、工事の施工について。その他非常の場合とはどのような場合を想定しているのか。について。

議案第69号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分では、ふるさと岩出市応援寄附金返礼事業委託料について、増額の内訳は。また、具体的にどのような費用が増えたのか。ふるさと岩出市応援寄附金はどのくらい増加したのか。また、寄附額が増えた背景について、どのような要因と分析しているのか。ふるさと岩出市応援寄附金返礼事業は、経費との差引きで歳入効果はどのくらいとなるのか。について。

議案第73号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第74号

令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第75号 市道路線の認定の件では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、尾和正之議員、演壇でお願いいたします。

○尾和議員 おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件外、議案5件です。

当委員会は12月9日火曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第69号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第70号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第71号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第72号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）及び議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約の件、以上5議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第69号の所管部分、議案第70号、議案第71号、議案第72号及び議案第76号は可決しました。議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件は、討論の後、賛成多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件では、一般廃棄物処理手数料について、可燃ごみ手数料10リットル1袋につき11円の根拠と、その妥当性はどうか。環境を守る審議会の意見はどのようなものがあったのか。また、処理手数料の金額の制定について意見はなかったのか。について。

議案第69号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分では、子供のための教育・保育給付交付金の増額について、この交付金はどのようなことに使えるのか。また、処遇改善や職員の配置増にも使えるのか。処遇改善や増員に適用するかどうかは保育所等の判断となるのか。それとも確保されているものなのか。保健福祉センター運営費の修繕料について、発電機修繕の詳細及び現状の状況は。また、定期的に点検をしているのか。児童手当費について、第3子分の増額の詳細

は。小学校費、学校管理費の工事請負費について、4学級が増えるとのことだが、既に人数が満員なのか、それとも新年度を想定しているのか。また、今後さらに学級が増える可能性はないのか。について。

議案第70号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第71号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第72号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）では、質疑はありませんでした。

議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約の件では、契約金額について、想定範囲内だったのか。新しい火葬炉について、耐用年数は何年か。将来的に大きい火葬炉が主流となると考えられるが、今後、建て替えも検討しながら進めるのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会の委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第65号 職員の給与に関する条例及び岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第67号 岩出市観光案内所設置及び管理条例の制定の件、議案第68号 岩出市水道事業給水条例の一部改正の件、議案第69号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第5号）、議案第70号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第71号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第72号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第73号 令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第74号 令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第75号 市道路線の認定の件、議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約の件、以上、議案11件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案11件に対する討論を終結いたします。

議案第65号及び議案第67号から議案第76号までの議案11件を一括して採決いたし

ます。

この議案11件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号、議案第67号から議案第74号及び議案第76号の議案10件は、原案のとおり可決、議案第75号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

今回の改正は、人事院勧告に基づく一般職員の期末手当の改定に合わせて行うというものですが、議員の手当は一般職員と異なります。市議会議員の期末手当の改定には法的根拠はありません。それだけに報酬審議会での審議などを含め、市民の理解を得る必要があると考えます。

岩出市には特別職報酬等審議会があります。給与、報酬等について、毎年諮問を行い開催しているとありますが、期末手当の改正の件についても諮問するべきものだと考えます。

議員と市長をはじめとした執行部における特別職の期末手当の支給率の引上げについて、第三者からの意見や評価がなく、市民が納得できるような客観的根拠を現状では示せません。期末手当の支給率の引上げの妥当性や正当性といったことを評価、判断するような構造がない中で、本来、特別職には適用されない人事院勧告を基に、特別職の支給率についても便乗して改定されるような状況は、到底納得が得られないものだと考えます。

市民は、長引く物価高騰により苦しめられています。政治がまともな対策を講じない下で、政治行政に責任を負っている市長や議員の期末手当を引き上げることは、市民の理解は得られないと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

大上正春議員。

○大上議員 議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本市の議会議員及び特別職の期末手当については、従来から民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準じた条例改正が行われております。経済、雇用情勢等が反映された民間給与実態調査の結果により決定される人事院勧告の民間給与水準に準拠して定めることが最も適切で合理的であります。

なお、過去において、人事院の引下げの勧告時には、勧告に準じた条例改正を行っていることから、これまでの整合性の観点においても必要であり、またそうすることで市民の理解が得られるものと考えます。

以上、述べました理由により、私は本案について賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第64号に対する討論を終結いたします。

議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

そもそも、ごみ袋の有料化には反対の立場です。ごみ袋有料化という制度は、手数料という名目で、市民のごみ排出量に対して課税をするという間接税制度です。ごみ袋有料化は、家庭の生活ごみ排出に対する間接税であり、いわゆるペナルティ一税です。一定数を無料配布しているという議論もありますが、市民から徴収した税を使ってごみ袋を支給しているだけのことです。

ごみ袋有料化の本質は、地方税法に縛られない自治体独自の新たな間接税収入を得ることができるという点にあります。そして、この間接税の額、ごみ袋代は、ほ

かの税と異なり、議会の承認を受ければ自由に値上げすることができます。現に、岩出市では物価高騰対策を行うと同時に、来年度から引上げを行う価格改定が行われています。ごみ袋有料化は、単なる増税以外の何物でもありません。家庭ごみ処理の行政サービスは、市民税を財源として優先的に賄わなければならない行政サービスだと考えています。

よって、この議案には反対といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論いたします。

本議案は、現在の20リットルサイズより小さい10リットルサイズの特小の指定袋の処理手数料を設定するものです。処理手数料は、さきの条例改正で、原材料費及び燃料費等の高騰が指定袋の製造原価に大きく影響を及ぼすため、指定袋の品質を保ち、廃棄物を適正に処理するに当たり、1リットル当たり1.1円とされたものであり、10リットルにつき11円の設定は適切であると考えます。

特小の指定袋については、市民から要望が多かったものであり、現在の1人・2人世帯の多くが60代から70代であることから、将来的にはごみ量が減少する見込みで、市民にとって指定袋の選択肢が増えることで、費用負担の軽減が図られるものと考えます。また、特小の指定袋を導入することにより、さらなるごみの減量化が進むものと考えます。

ごみの減量化は、クリーンセンターのごみ処理経費約10億円のコスト削減や、焼却炉の長寿命化にもつながりますので、私は本議案に賛成といたします。

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第66号に対する討論を終結いたします。

議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正について

○玉田議長 日程第15 発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年12月12日提出

提出者 議会運営委員会委員長 福岡進二

本文の朗読につきましては省略させていただき、提案理由についてご説明申し上げます。

この議案は、起立による表決について、挙手やその他の方法をもって起立に代えることができる規定を追加するものです。

何とぞご承認賜われますよう、よろしく申し上げます。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第3号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する討論を終結いたします。

発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議員派遣について

○玉田議長 日程第16 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月16日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月16日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時58分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令和 7 年 1 2 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和7年12月16日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問  |

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 一般質問

○玉田議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、3番、西野峻也議員、10番、田畑正昭議員、12番、尾和正之議員、13番、牛田佑佳議員、14番、市來利恵議員、以上7名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問をするため、3番、西野峻也議員から、資料等印刷物の配布許可の申出がありましたので、会議規則第148条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配布しています。ご了承願います。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第55条の規定により、質問、答弁とも簡明に行うようお願いいたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問を行います。

今議会では、高齢者の生き生きとした生活についてと、生活保護の現状についての2点お伺いいたします。

最初に、高齢者の生き生きとした生活について質問を行います。

当市においては、令和6年度から令和8年度までの3年を計画期間とする第9期岩出市高齢者福祉計画・岩出市介護保険事業計画を策定され、その計画に基づき事業を進展していただいていると思います。高齢者が生き生きとした生活を送ることは、介護保険の理念である尊厳の保持や自立支援、重度化防止を図ることができ、ひいては高齢者みんなの笑顔があふれる健康で元気なまちが岩出市につながっていると考えています。生き生きとした生活を送る大事な要素の1つとして、地域の活

動に参加することにより、コミュニケーションを図りながら運動を行える、げんき体操自主グループ及びシニアエクササイズ自主グループの活動は大変有意義なものであると考えます。

そこで3点お尋ねいたします。1点目として、この計画での自主グループの令和7年度の数値目標は、それぞれ43グループで421人、20グループで255人となっておりますが、現在の介護予防事業での自主グループ数は、また参加人数の状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に2点目として、今年度の敬老会事業についてお伺いいたします。

同計画内において高齢者を敬愛する気持ちをより一層高め、長寿を祝うことを目的とした敬老会を実施しているとあり、コロナ禍の令和2年度、令和3年度、令和4年度は中止となりましたが、令和5年度以降、毎年改善を重ね実施していただいていることに敬意を表したいと思います。

そこで、令和6年度の実績数は、令和6年度の成果説明書において、対象者8,042人中366人が出席したとなっておりますが、令和6年度と比較して、本年度の実績について、またお弁当の申込数をお伺いいたします。

次に3点目として、70歳という節目で何かできることはないかという点をお聞きしたいと思います。

70歳の節目は古希と言われ、長寿をお祝いします。市民の方から70歳で何か申請すれば受けれる事業はないかということをお尋ねされました。隣の和歌山市では、70歳以上の方に元気70パスを交付しています。元気70パスは、路線バスや市営駐車場の割引、また公衆浴場割引で利用できる回数券があると聞いています。

そこで、市の事業として、節目の70歳の方に対し、申請すれば受けられる事業はあるのか。また、ない場合は何か考えていることはあるのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 おはようございます。福岡議員ご質問の1番目、高齢者の生き生きとした生活についてお答えいたします。

まず1点目、介護予防事業での自主グループ数は、また参加人数は、につきましては、岩出げんき体操が32グループ、424人、シニアエクササイズが18グループ、253人です。第9期岩出市介護保険事業計画における令和7年度の数値目標と比較いたしますと、グループ数は、岩出げんき体操、シニアエクササイズともに下回っておりますが、参加人数についてはほぼ同じとなっております。

続いて2点目、今年度の敬老会事業の内容についてですが、敬老会実施、敬老お祝い品として、お弁当または食のクーポン券の配布、また85歳以上の方には、敬老祝い金として、商工会の商品券をお渡しいたしました。今年度の敬老会は、9月15日の敬老の日に市民総合体育館で開催し、対象者は昭和26年12月31日以前生まれの歳年75歳以上の方で、7月1日の基準日時点で8,318人でした。そのうち敬老会の参加人数は464人で、昨年度と比較しますと98人の増となっています。また、お弁当の申込人数は1,247人で、昨年度と比較しますと214人の減ですが、食のクーポン券を受け取る方がそれ以上に増えています。

続いて3点目、70歳という節目で何かできることは、についてにお答えいたします。

本市においても、以前は敬老会の対象年齢を古希の70歳としておりましたが、現在は平均寿命や健康寿命の延伸により、70歳は依然として、社会、地域で活躍される、言わばまだ若い世代と言われるようになってきました。このような状況もあり、平成26年度から敬老会の対象年齢を段階的に75歳へ見直し、後期高齢者となる時期を1つの区切りとして事業を実施してきた経緯がございます。

県内の市に70歳以上に特化した事業の実施状況を確認したところ、福岡議員のご質問にもございました和歌山市の元気70パスと、和歌山市、紀の川市の70歳以上を対象にした貴志川線70おでかけ回数券のみでございました。バスの割引については、本市では既に65歳以上の方に岩出市巡回バスに無料で乗車できるあいあいカードがあります。公衆浴場の割引については、和歌山県老人クラブ連合会にゆったり会という優待制度があり、カードの提示で県内の入浴・宿泊・温泉などの契約施設で割引が受けられます。

これらのことから、70歳を迎えられる皆様に対するお祝いの気持ちは変わりませんが、現時点では新たな節目事業は設けず、あいあいカードの発行や、介護予防、高齢者交流会などの各種事業、また70歳から医療費の自己負担が2割になる高齢受給者証の交付など、現行の各種サービス等を有効にご活用いただければと考えております。

今後も高齢者が生きがいを持って暮らせるまちづくりに努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点について再質問を行います。

まず1点目として、自主グループについて、計画よりグループ数は下回っていて、

参加人数は計画とほぼ同じということですが、参画を促すためにどのような啓発等の活動を考えているのか、お伺いいたします。

次に2点目として、敬老会参加者は、昨年度と比べて参加者数は増えているのですが、ここ数年、参加者が減っているように見受けられます。参加者が減っている理由について市の見解は。また、来年以降、どのような改善策をを考えているのか、お伺いいたします。

また少し気になっていることとして、職員が対象者の家庭を訪問していることについてです。特殊詐欺が増えている昨今、訪問されることに対して抵抗感を感じている現状もあり、一部の住民からは、職員がわざわざ訪問することに疑問を感じているとの声も聞きます。職員が高齢者を見守るという意義は分かるのですが、郵送で返還となり、連絡がつかないお宅を訪問するなど、改善は可能であると思いますが、その辺りはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、実施グループについて、参加を促すためにどのような啓発活動とか考えているのかということについてですが、フレイル予防は健康寿命の延伸に重要であることから、本年度は、運動習慣のない方や、自主グループに参加していない方を対象に、市内10か所でフレイル予防研修会を実施しています。研修会後には、新たな岩出げんき体操グループの立ち上げや、既存のグループへの新規参加が見られました。今後は10月から、配置された理学療法士がグループを訪問して助言・支援を行い、活動の継続を伝えるとともに、研修会や教室で自主グループの紹介や交流の機会を設け、新たな高齢者の参加促進を図ってまいります。

次に2点目、敬老会の参加者が減少している理由の市の見解と来年度以降の改善策は、ということでしたのですが、敬老会の参加者についてですが、コロナ禍前の令和元年度の敬老会の会場への参加率は13.57%でありましたが、令和7年度の参加率は、昨年度と比べますと若干増加しているものの、5.58%となっています。参加者が減少している理由は、コロナ禍を境に、高齢者の生活行動が変化し、外出を控え、人混みを避ける傾向が強まっていることが要因ではないかと考えております。

改善策としましては、コロナ禍後に敬老会の対象となった75歳から79歳までの参加率が、コロナ禍前から対象であった81歳、82歳の参加率より低くなっていること

から、今年度は敬老会実行委員会において、これまで漫才が中心だった演芸から歌謡ショーを実施するなど、年齢等も考慮しながら内容を検討していただきました。来年度も参加者増に向け、対象者の年齢を考慮し、趣味・趣向に合った内容案を考え、実行委員会において実施内容を検討してまいります。

また、特殊詐欺が増えている昨今、職員が対象者宅を訪問にすることについてどう考えているのかということにつきましては、職員が訪問することは、敬老会の案内だけでなく、訪問による安否確認や情報把握の意味合いも兼ねております。毎年できるだけ同じ地区を訪問するようにしているため、高齢者と顔なじみになり、職員に安心して日常生活等の話をする方もいらっしゃいます。近年、特殊詐欺などの心配もありますので、訪問に際しては、職員は必ず名札を着用するとともに、訪問を拒否される場合は、無理な説明をせず、チラシ等のみを郵便受けに投函するよう注意を促しております。

職員が訪問する数少ない機会の1つとして、高齢者福祉の観点から、当面の間は職員による訪問を実施してまいりたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、生活保護の現状について質問を行います。

この質問につきましては、コロナ禍の令和2年に同じ内容で質問を行っております。当時、コロナ禍の影響により、相談件数が4月、5月で71件の1か月平均35.5件と倍増していました。また、申請件数については、5月末で310世帯と横ばいであると答弁をいただきました。コロナ禍は脱却しましたが、現在はお米を含むあらゆる物が物価高となっています。政府は賃金アップを掲げていますが、全市民まではなかなか浸透していないのが実情であると思います。

そこで、2点お尋ねいたします。1点目として、令和7年の現在、当市の被保護世帯数及び被保護者数並びに昨年度と本年4月からの生活保護相談数及び生活保護申請件数の推移は、また物価高騰は影響しているのか、お伺いいたします。

2点目として、ケースワーカーの資格別の人数及びケースワーカー1人当たりの被保護世帯数をお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員のご質問の2番目、生活保護の現状について、にお答えいたします。

まず、1点目の被保護世帯数及び被保護者数の推移について、過去3年間の3月時点の数値でお答えいたします。

令和4年度、356世帯、405人、令和5年度、366世帯、412人、令和6年度、380世帯、429人となり、いずれも年々増加しております。

次に、生活保護相談件数及び申請件数の推移についても、過去3年間の3月末時点で申しますと、相談件数が令和4年度、144件、令和5年度、156件、令和6年度、191件、申請件数が令和4年度、72件、令和5年度、83件、令和6年度、101件となり、こちらも増加しております。

なお、令和4年度から令和6年度までの3年間における国、県、市の非保護世帯数の増加率を比較いたしますと、国は0.0003%の増、僅かな増で、県は0.9%の増、市は6.7%の増となっており、国、県に比べ市の増加率が大きい状況となっております。これは本市の高齢化の進展によるものと考えられ、今後も加速化すると見込まれていることから、それに伴って被保護世帯数も増加すると推察されます。

また、被保護世帯等の増加に物価高騰は影響しているのかとのことですが、生活困窮に陥る要因は様々であり、物価高騰の影響がないとは一概には言えませんが、その背景には、先ほど申しましたように、高齢化の進展があり、独り暮らしの高齢者の増加が大きな要因の1つであると考えております。

次に、2点目のケースワーカーの資格別人数については、現在、生活保護係は査察指導員が1名、ケースワーカーが4名の計5名体制で対応しております。資格については、査察指導員とケースワーカーの計5名中4名が社会福祉主事の資格を持っており、残り1名につきましても、現在、社会福祉主事の通信課程を受講中となっております。

また、ケースワーカー1人当たりの担当ケース数についてですが、令和7年10月時点での岩出市の被保護世帯数は394世帯であり、ケースワーカー4人で割ると、1人当たり98.5世帯となります。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点再質問を行います。

令和2年時は、ケースワーカーの担当数、1人当たり77.5世帯という答弁をいた

だいており、改善を期待していましたが、現状は98.5世帯ということでした。ケースワーカー1人当たりの担当件数が、社会福祉法の標準数80世帯を超えています。生活保護世帯が増加する中で、今後、人員体制をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

令和2年時は、ケースワーカーの担当数が1人当たり77.5世帯ということだったんですけれども、今は社会福祉法の標準数80世帯を超えているということで、今後、人員体制をどのように考えていくのかとのことでしたけれども、被保護世帯の増加に伴い、世帯が抱えるニーズは多様化、複雑化しており、ケースワーカーには、きめ細やかなケースワークが求められる状況となっております。

現状においては、ケースワーカーが経験を重ねることで資質が向上しまして、現在の業務を遂行できていると考えております。しかしながら、社会福祉法の標準数である80世帯を超えていることは、改善が必要であると認識しておりますので、今後は標準数の確保を目指し、ケースワーカーの増員を検討してまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本会議では、マイナンバーカードの更新手続についてと、男性へのHPVワクチン接種についての2点について、ご質問をさせていただきます。

最初に、マイナンバーカードの更新手続についてです。

マイナンバーカードは、日々の生活の中で、気づけばなくてはならない道具となっている市民の方もいるのではないかと思います。行政手続のオンライン申請、コンビニ交付、健康保険証としての利用、各種証明書の取得など、市民サービスの多くがこのカードを通して成り立つようになってきております。しかし、市民の皆さ

んに十分伝わっていない点がございます。それはマイナンバーカードの更新は二段階となっているということです。本体そのものの更新が10年ごと、カード内の電子証明書の更新が5年ごと、初めてお持ちになった方々にはこの仕組みを理解されないうまま、まだ使えると思っていたのに、急に使えなくなってしまうと戸惑う方もいるのではないかと思います。

発行開始から丸10年を迎えるマイナンバーカード、多くの皆様が初期発行のカードが更新の時期を迎えます。既に更新の手続をされている市民の皆さんもいるかと思えます。同時に、カード保有者へのマイナポイント還元を実施した2020年9月スタートのマイナポイント事業第一弾から5年目を迎えております。本市でも、駐車場内にマイナンバーカード特設会場を設け、多くの市民への対応にご尽力いただきました。カードに搭載されている電子証明書の更新時期でもあり、多くの市民の皆さんが更新時期を迎えます。更新を忘れれば、コンビニ交付、オンライン申請、さらにはマイナ保険証への完全移行が今年12月から開始されている中、健康保険証としての機能にも影響が生まれます。

市民の生活に徐々に溶け込んできたカードだからこそ、更新遅れは大きな不便を招きます。市民の不便を未然に防ぐため、あらかじめ行政がどれだけ丁寧な準備と周知を行うか、その姿勢が問われる時期だと考えます。

そこで、市行政の対応状況についてお伺いいたします。

1点目として、既に更新の手続をされている方もいらっしゃると思いますが、マイナンバーカードの有効期限が10年、電子証明書の有効期限が5年となっていますが、市民の皆さんの認識はどの程度であると判断しているのか。また、更新手続の状況についてお伺いします。

2点目に、令和8年度更新対象となる人数の見込みと、更新手続が集中すると予測される時期についてお伺いします。

3点目に、窓口混雑を避けるための対策と今後の課題は。

4点目として、更新忘れがないよう周知する方法は。また、高齢者やICTに不慣れな方への配慮についてお伺いします。

5点目として、電子証明書の更新忘れは医療機関での資格確認に影響が出ますが、どのように説明し、支援をしているのか。

6点目に、高齢者、障害のある方、交通手段が限られている方など、更新が難しい方への支援についてお伺いします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員、1番目のご質問、マイナンバーカードの更新手続きについての1点目、4点目、5点目、マイナンバーカードの有効期限が10年、電子証明書の有効期限が5年になっているが、市民の認識はどの程度であると判断しているか、また更新手続きの状況は、更新忘れがないよう周知する方法は、また高齢者やICTに不慣れな方への配慮は、電子証明書の更新忘れは医療機関での資格確認に影響が出るが、どのように説明し手続きの支援をしているのか、について、一括してお答えします。

マイナンバーカードを取得されて5年目、または10年目の更新手続きが必要な対象者には、有効期限の二、三か月前に国から通知が送付されており、随時、電子証明書の更新やカードの申請手続きを行ってくださっています。更新忘れ防止のため、各公共施設にカードの更新手続き案内に係るポスター掲示や、チラシの設置を行うとともに、市ウェブサイトにおいても周知を行い、期限切れにより健康保険証としての利用を含め、様々な行政サービス及び民間サービスが利用できなくなる旨をお知らせしております。

高齢者やICTに不慣れな方への配慮につきましては、市民課窓口におきまして、無料写真撮影を含めた申請サポートを継続して行うとともに、窓口での端末操作についても、職員が丁寧な説明を行っているところです。

2点目、3点目、令和8年度更新対象となる人数の見込みと、更新手続きが集中すると予測される時期は、窓口混雑を避けるための対策と今後の課題は、について一括してお答えします。

令和8年度のカード及び電子証明書の更新手続き者の見込数は約1万2,000人です。カードに関する更新手続き者は、令和8年度後半から9年度にかけて増加すると予測しております。窓口混雑を解消するため、今年度7月からカード交付用端末を1台増設し対応しております。また、カードの申請サポート件数も増加しているため、令和8年1月以降は、市民課待合場所の一角に申請サポートコーナーを設置し、窓口の混雑緩和を図ってまいります。

さらに、現在、月1回実施しているカードの休日交付、平日夜間交付につきましても、今後の窓口状況により、実施日数を増やすなど、体制等を拡充し、増加する更新手続き者に対応してまいります。窓口の混雑状況は、曜日や時間帯によって大きく変動いたします。柔軟な対応体制の工夫が課題であり、状況に応じた必要かつ効率的な受付体制の構築に努めてまいります。

6点目、高齢者、障害のある方、交通手段が限られている方など、更新手続きが難しい方への支援は、についてです。カードに係る手続きは、原則本人に手続きしていただく必要があります。ただし、病気、高齢等の理由により、本人による手続きが困難な場合は、代理人により手続きしていただくことが可能です。カードの更新手続きが困難であるとの相談を受けた場合は、個々の事情に応じて、できる限り支援を行い、希望する全ての方が円滑にカードに係る手続きをしていただけるよう努めてまいります。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の1番目のご質問の5点目についてお答えいたします。

電子証明書の有効期限が切れた後も3か月間はマイナ保険証としての利用が可能です。また、各保険者では電子証明書の有効期限が切れている方を把握できるようになっており、本市では有効期限が切れた翌月、つまり3か月以内に資格確認書を郵送しております。そのため、マイナ保険証が使用できなくなった後も、資格確認書等を提示していただければ、これまでと同様に、切れ目なく保険診療を受けられる制度設計となっております。

このように安心して医療機関等を受診していただくことができますが、ご質問の電子証明書更新手続き等の支援の取組としましては、保険介護課では、公民館等の公共施設へのチラシの設置のほか、市ウェブサイトにも更新案内に関する記事の掲載を行い、手続きの周知を行っております。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 4点について再質問をさせていただきます。

まず、健康保険証として利用を含めて様々な行政サービス及び民間サービスが利用できなくなる旨のお知らせをしているとのことですが、マイナンバー保険証の期限をお知らせする方法について、具体的にどのようにされているのか。

2点目に、月1回実施の休日交付、夜間交付について、状況により実施日数を増やすとのことですが、状況に応じて、申請時のサポートに関しても、平日来庁できない方などへの休日対応が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

3点目として、更新の案内が届いた方から問合せも増加すると予測されております。電話対応の体制も含め、具体的に、いつ、どれだけ、どの程度準備する必要があるのか、その点についてお聞かせください。

4点目として、全体的な答弁の中に、窓口に来られる方とか、電話での相談の方、

ウェブでのお知らせ、国からの案内通知の周知とのことでしたが、高齢者などの方には、もう少し丁寧に、地域包括支援センターとか民生委員、地域ネットワーク、また自治会などを通して、必要な方に確実に伝える取組が必要ではないかと。伝わるところまでしっかりと見届ける必要があると思いますけども、そのお考えについてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

2つ目の部分ですね、休日交付、夜間交付についても、平日来庁できない方への対応が必要と考えるかということだったと思います。カードの申請サポートにつきましても、休日・平日・夜間、交付日に合わせて予約制にして行っており、今後も継続して実施してまいります。

それから、更新の案内の届いた方からの問合せ等、増加が予測されるというところで、具体的に、いつ、どれだけ、どの程度の対応する必要があるのかという3番目のご質問に対してです。増加が予測される市民からの問合せ、窓口での交付、申請受付事務においても、確実かつ効率的に対応できるよう、令和8年度におきましても、会計年度任用職員を含め、適切な職員数の確保を行い、安定した窓口サービスを提供してまいります。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目で、健康保険証としての利用を含め、様々な行政サービス等ができなくなる旨を具体的にどのように知らせているのか、健康保険証についてということだったと思うんですけども、電子証明書等の更新の周知につきましては、個別に案内通知、案内が通知されておりますが、加えてマイナ保険証については、有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関、薬局で使用する際、カードリーダーに更新をお知らせするアラートが表示されまして、更新を促す仕組みとなっております。

更新しないまま受診しても、3か月間はマイナ保険証としての利用は可能ですが、健康保険証以外の機能、例えば、診療情報や薬剤情報の提供はできなくなります。こういった内容を国保では、チラシやウェブサイトで具体的に周知し、速やかな更新につなげているところです。

次に最後の4点目、高齢者などにはもう少し丁寧に伝える仕組みが必要ではないかということにつきましては、マイナ保険証の周知の取組としましては、自治会等

に対しては、区自治会会長会議や市政懇談会で周知チラシを配布いたしました。また、民生委員に対しましては、高齢者世帯調査説明会において、マイナ保険証の周知及び高齢者に対する説明の協力をお願いしてまいりました。加えて、今後は地域包括支援センターにおけるケアマネジャーを対象とした研修会の機会や、それから介護事業者等とのラインワークスを活用したネットワークを通じて、高齢者の皆様に、電子証明書の有効期限が切れたら更新手続きが必要になりますよ、更新はしましたかなどの声かけについて、ご協力をお願いしたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 2つ目の質問です。男性へのHPVワクチン接種について、その必要性の認識と、本市での情報提供及び支援の在り方についてお尋ねをいたします。

HPV、ヒトパピローマウイルスは、女性の子宮頸がんの原因ウイルスとして広く知られております。しかし、実際には男女ともに感染するものであり、男性においても、咽頭がん、陰茎がん、肛門がんなど、将来の健康に影響する疾患のリスクとなることが、国内外の研究で明らかになっております。今年8月に日本でも9価HPVワクチンの男性への接種が承認されました。男性もHPV感染により肛門がんや尖圭コンジローマなど、疾患に罹患するリスクがあり、ワクチン接種でこれらの疾患を予防できます。

子宮頸がん及びHPV関連がんを減少させるために、男女ともに予防していくことが重要と考えます。9価ワクチンは、2014年12月にアメリカで承認されて以来、多くの国と地域で承認されており、現在では80以上の国で男女ともに定期接種となっております。HPVワクチンを男女双方に接種することで、社会全体のHPV感染率を下げ、集団免疫効果が得られるといった報告もあるそうです。

男女ともに公費で9価ワクチン接種を推進してきたオーストラリアでは、男女ともに接種率が高く、子宮頸がんが、近い将来撲滅できると報告されております。G7諸国の中で男性への定期接種が実施されていないのは日本のみとなっているのが現状です。日本では、現在、男性への任意接種は全額自己負担であり、9価ワクチンを3回接種すると10万円と、接種費用が大変高額です。

こうした状況を受け、国の定期接種を待たずに、自治体独自で任意接種費用の助

成を開始する動きが全国的に広がっており、現在、60以上の自治体において任意助成が実施されております。岩出市においても、女子の接種率は改善傾向にある一方、男子については、案内、理解、接種判断のいずれも十分とは言えない状況であるのではないかと感じます。

保護者が男子にも接種の意義があることを知らないため、判断に迷うケースが多い。丁寧な情報提供があれば、必要な家庭に知識が届きやすくなるといった全国的には医療現場からの意見もあるそうです。自治体として、情報提供、支援が必要であると考えます。本市でも、まずは男性接種の必要性への理解と市民への正確な周知が不可欠であると考えます。

その上で、他自治体の状況や市民ニーズを踏まえ、今後の支援の在り方を検討していくことが重要ではないでしょうか。

そこで、4点についてお尋ねします。

1点目として、男性へのHPVワクチン接種について、積極的に情報提供する考えはあるのか。

2点目として、医師会とも連携し、リーフレットの改善、学校を通じた周知、相談機会の確保など、理解促進の施策は。

3点目として、全国で約60自治体の任意接種への独自助成を実施しているが、実施する場合の財政負担や効果について先進自治体を調査研究する考えは。また、市民ニーズを把握する考えについて。

4点目として、任意接種への市独自助成についての見解についてお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員ご質問の2番目、男性へのHPVワクチン接種について、1点目と4点目を一括してお答えいたします。

HPVワクチンは、もともと子宮頸がん予防のために導入されました。HPVは男女問わず感染するウイルスであり、特に男性への接種については、肛門がんや尖圭コンジローマに対する予防効果が期待できることから薬事承認され、9歳以上15歳未満の男性を対象に任意接種が可能になっています。また、定期接種化については、国の審議会において、予防する対象疾病、安全性、接種回数等に関する最新の科学的根拠の収集や評価を行いながら、継続的な議論が進められているところでございます。

市としましても、HPVが原因となるがんの予防や、性的接触で感染が広がるなど、感染予防の観点からも、男性へのHPVワクチン接種を検討する必要性があるとは認識しております。現時点においては、積極的な情報提供や任意接種への市独自の助成について実施する予定はございませんが、他市町村や県、国の動向を注視してまいります。

続いて、2点目の医師会との連携についてですが、那賀医師会とは予防接種検討委員会を年1回開催し、次年度の予防接種体制について検討しておりますが、現在のところ、医師会から男性へのHPVワクチン接種への助成の要望などはございません。また、公的な男性のHPVワクチンに関するリーフレットも作成されておられません。

学校を通じた周知については、国の審議会においても継続的な議論が進められている中、定期接種となっていないワクチンについて、小・中・高校の児童生徒に対して周知する考えは今のところございません。

なお、相談機関につきましては、相談があれば、いつでもこども家庭センターまで相談していただければと思います。

続いて3点目、先進自治体の調査研究や市民ニーズを把握する考えについてお答えいたします。

市としましても、男性へのHPVワクチン接種の検討の必要性は認識しておりますので、まずは国の審議会での内容や、アンケート調査の結果等を研究するとともに、先進自治体への聞き取りも行いながら研究してまいりたいと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 ご答弁いただきました。このHPVワクチンは、依然として不安や誤解が残る一方、正確な情報に基づいた理解が進めば、将来のがん予防に大きな効果を持つと言われております。男性への接種は、個人の健康のみならず、女性の子宮頸がん予防にもつながるという点で、地域全体の健康を守る取組でもあります。

本市の未来を担う子供たちの命を守るため、男女を問わず、必要な情報を得て、誤解のない選択ができる環境を整えることは、市として極めて重要な責務であると考えます。

国の制度化を待つだけでは遅いという判断だからこそ、全国に広がりつつある任意助成ではないかと思えます。本市としましても、将来のがん発症を減らされるのであれば、まず実態調査からでも早期に取り組む必要があると思えますが、再度ご意見

のほうお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 繰り返しの答弁となりますが、市といたしましても、男性へのHPVワクチン接種の検討の必要性は重々認識しておりますので、先ほども申しましたけども、国の審議会などの内容やアンケート調査結果等を研究、直ちにいたしまして、先進地域への実態の聞き取りというのも行いながら、研究を進めてまいりたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時40分から再開いたします。

休憩 (10時19分)

再開 (10時40分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番目、西野峻也議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

西野峻也議員。

○西野議員 おはようございます。3番、西野峻也です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答にて質問を行います。

今議会では、空き家対策について、健康増進施策についての2点をお伺いいたします。

最初に、空き家対策について質問を行います。

近年、全国的に空き家の増加が大きな社会問題となっております。空き家率は全国で13.8%、和歌山県では21.2%と、徳島県と同水準で、全国で最も高く、岩出市は12.1%と、全国平均を下回ってはおりますが、本市におきましても、今後、人口減少や高齢化の進行に伴い、防災、防犯、景観面での課題が懸念されていることと思っております。

また、岩出市は大変住みやすく便利なまちであり、県内外から転入先として、とても人気のある優れたまちであると認識しております。しかしながら、近年の物価高騰や金利上昇により、新築の住宅価格も非常に高騰しており、家を建てたくても

建てることができないといった方々が増加しており、全国的にも中古住宅の需要が非常に高まっております。

また、空き家の店舗化や共有スペースとして利活用、カフェや理髪店、学習スペースや子育て支援拠点など、様々な活用例が全国的にも増えてきております。利用可能な空き家への転入や住居以外での利活用、市としてもさらに推進することにより、定住人口、交流人口の増加につながり、まちのさらなる活性化につながるのではないのでしょうか。

そこでご質問いたします。利用可能な空き家の利活用に対する市の考えをお聞かせください。

次に2点目として、令和6年に広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定され、二地域居住者に、住まい、なりわい、コミュニティを提供する活動に取り組む法人の指定制度の創設、二地域居住推進のための協議会制度が整備されました。さらに、国によるふるさと住民登録制度の仕組み構築を目指して検討しております。現在、二地域居住に関しては、納税の問題など、まだ不確定のことが多数ございますが、国による二地域居住の推進は、今後、地方にとってはメリットの多い取組になってくることと思われまます。

二地域居住者は、定期的に地域を訪れ、消費活動を行ってくれるため、観光客以上完全移住者未満の経済効果を継続的に生み出してくれるとのことと予想されます。交流人口の増加は、間違いなく地域活性化につながり、また二地域居住が空き家問題の対策になることも考えられ、取組次第では、空き家の管理不全状態の解消と有効活用の両立が可能となると思われまます。

そこでご質問いたします。二地域居住の推進に対する市の考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めまます。

事業部長。

○岡崎事業部長 西野議員ご質問の1番目、空き家対策についての1点目、空き家の利活用に対する市の考えは、についてお答えいたします。

空き家の利活用については、賃貸、売却、解体の3つの選択肢が上げられます。市では、空き家対策の重点事業として、令和5年度から利用可能な物件をお持ちで日常の管理にお困りの方に対し、空き家バンク事業、また老朽化や管理不全による居住できないなど、除却を希望される方に対し、地域都市再生事業に取り組んでおります。

議員ご質問の利用可能な空き家につきましては、利用価値のあるうちに、賃貸、売却による活用が最も有効であるため、市では、民間不動産との媒介契約のないものに限り、掲載要件もございしますが、まず空き家バンクの活用をお勧めいたします。空き家バンクは、空き家を売りたい人、貸したい人と、借りたい人、買いたい人を結ぶマッチングサービスで、公が実施することで信頼性も高く、掲載料などの費用抑制、移住・定住者への物件紹介など、効果も高いと考えております。

また、相談窓口だけではなく、市内未利用物件への活用推進を図るため、市では、毎年、上水道データによる未利用物件調査を実施し、令和6年で315件、令和7年で366件の未利用物件所有者などに対し、ダイレクトメールによる空き家バンクの活用推進に取り組んでおります。

市といたしましては、所有者などの空き家の維持管理に対する負担に加え、年数がたつことで、物件の老朽化、相続の複雑化が進み、管理不全空き家、特定空家となってしまう前に活用方向を決め、対策を講じることが重要であると考えております。

次に、2点目の二地域居住の推進に対する市の考え方は、についてお答えいたします。

二地域居住は、都市と地方など異なる2つの地域に生活拠点を設けるなど、暮らし方のことで、移住とは異なり、今の生活をそれほど変えることなく、並行して新たな地域で生活することができるため、生活の自由度や充実度が高くなることから、新しいライフスタイルとして注目されています。また、地方にとっては、都市から地方への人の流れが生まれることにより、雇用の創出や消費の拡大、地域の担い手や後継者の確保など、メリットがあると考えております。

空き家対策の視点から見れば、地方の空き家を活用することで、空き家の有効利用が図られるとともに、市の活力創生や関係人口の創出につながるものと考えております。市といたしましては、今後も、わかやま空き家バンクに参加することで、移住や二地域居住などを希望する方の住まい探しの支援とともに、空き家の利活用の促進に取り組んでまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 1点再質問いたします。

近年、人口減少や経済の縮小など、様々な状況から、行政単独で多くの課題に対応するのは難しくなっており、本市を取り巻く環境も今後厳しさを増すことと

思われます。こうした中、民間事業者や地域団体のノウハウを活用させていただく官民連携によるまちづくりの重要性が全国的にも高まっております。官民連携によるまちづくりは、事業委託や民営化ではなく、お互いに対等な立場で、意見、目的を共有しながら、地域活性化を目指すものと認識しております。

空き家活用においても、現在、多くの自治体で様々な形で官民連携による空き家、土地の利活用が行われており、宿泊施設や飲食店、交流施設などにすることにより、官民連携による地域活性化に取り組む自治体が増えております。官民連携まちづくりは、この先、まちの活性化には必要不可欠となってくることと考えられます。

そこでご質問いたします。官民連携での空き家の利活用に対する市の取組や考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長 西野議員の再質問、官民連携での空き家の利活用の取組や考え方について、お答えいたします。

現在、市で実施している空き家の利活用に係る官民連携については、空き家に関する総合的な相談窓口として、空き家相談センターわかやまと連携し、空き家相談者への支援として、空き家の利活用も含めた総合的な相談に対応していただいております。また、県と共同で実施している空き家なんでも相談会については、所有者などからの個別の相談に対応できるよう、和歌山県建築士会、和歌山県司法書士会、和歌山県宅地建物取引業協会、和歌山県土地家屋調査士会、和歌山県不動産鑑定士協会、ミチル空間プロジェクト、和歌山県行政書士会、和歌山県弁護士会、日本賃貸住宅管理協会の協力を得まして、利活用も含めた様々な事案に対応しています。

また、岩出市の空き家等対策について、調査、審議の場となる岩出市空家等対策協議会においては、ミチル空間プロジェクト、和歌山県司法書士会、和歌山県土地家屋調査士会、和歌山県建築士会那賀支部、不動産事業者といった民間の団体の方々にご参加いただき、市の現状や取組についてご意見をいただいております。

市といたしましては、今後も岩出市の空き家の現状を踏まえた上で、必要に応じて民間の力をお借りするとともに、土地利用及び販売に対する官民連携体制の可能性につきまして、調査研究を進めながら、引き続き空き家等対策に取り組んでまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これでは、西野峻也議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

西野峻也議員。

○西野議員 次に、2番目の健康増進施策について質問を行います。

現在、全国的に少子高齢化が進行しており、岩出市においても高齢化率の上昇、生活習慣病の増加が課題となっていることと思います。健康寿命の延伸は、市民一人一人の生活の質を高めるだけではなく、医療費や介護費の抑制にもつながる重要な行政課題だと認識しております。

そのためには、病気になってからの対処だけではなく、病気をあらかじめ予防しようという観点から、健康増進法の下、岩出市でも健康増進施策をより一層推進していく必要があります、様々な取組を行っていることを認識しております。

その取組の中でも、健康ポイント事業と特定健診受診率向上に向けた取組についてお尋ねします。

1点目、過去3年間の健康ポイントの事業登録者数をお聞かせください。

2点目、特定健診の受診率、こちらも過去3年間をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 西野議員ご質問の2番目、健康増進の施策について、にお答えいたします。

まず1点目、健康ポイント事業の登録者数について、過去3年間の応募者の実績で申し上げますと、令和4年度、244人、令和5年度、287人、令和6年度、296人となっております。

続いて2点目、特定健診の受診率についても、本市国民健康保険の過去3年間の実績で申し上げますと、令和4年度は36.2%、令和5年度、38.3%、令和6年度、39.7%となります。

○玉田議長 再質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 2点質問いたします。

健康ポイント事業については、健康づくりに関心の高い一部の市民にとどまり、登録者数の増加が少し限定的であるように感じます。特定健診においては、岩出市が比較的平均年齢が若いことを考えると、本市の受診率は、県の平均受診率と同水準であり、本市の取組の成果が出ているように感じます。しかしながら、生活習慣

病の早期発見、重症化予防の観点からも重要な取組であり、さらなる受診率の向上を目指す必要があることと認識しております。

そこで質問いたします。健康ポイント事業の登録者数増への取組をお聞かせください。

2点目、特定健診受診率向上のための今後の取組をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 西野議員の再質問にお答えします。

まず1点目、健康ポイント事業の応募者増の取組としましては、応募をオンラインで行えるよう、ロゴホームでの受付の実施や、若いときからの健康習慣が重要と考え、今年度から対象者を20歳以上に拡大しております。また、クリーン缶トリーや市民運動会、ふれあいまつり等のイベント時に事業の周知に努めているところでございます。

次に、2点目の特定健診受診率向上のための今後の取組につきましては、これまで未受診者対策として、未受診者への電話勧奨のほかナッジ理論、ナッジ理論というのは、人々が望ましい行動を自発的に選べるように促す行動経済学の理論なんですけれども、この理論を利用した受診勧奨はがきの送付、それからウェブサイト上から医療機関に電話予約できるデジタル受診勧奨、それからショートメッセージを活用した受診勧奨、それからかかりつけ医からの受診勧奨を実施し、年々受診率が向上しております。今後も、これらの事業を引き続き実施してまいりたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 1点ご質問いたします。

健康ポイント事業については、せっかくこのようなすばらしい事業を行っているので、より多くの市民の方々に参加してもらうためには、利便性の向上と、継続しやすい仕組みづくりが重要と考えます。近年では、老若男女を問わず、多くの方がスマートフォンを利用されております。スマートフォンを活用し、歩数や運動量を自動的に記録し、ポイント付与までを一体的に行う健康増進アプリを導入している自治体も増えております。

近くの自治体では、資料にございますように、海南市や有田市、お隣、紀の川市でもフレイル予防事業としまして、65歳以上で、アプリを導入した取組も行われて

おります。そうしたアプリを活用した健康増進事業に取り組んでおられるまちがござい
ます。こうしたアプリを活用することで、市民の方々が楽しみながら健康づく
りに取り組めるとともに、幅広い世代への参加促進にもつながることと思われま
す。

そこでご質問いたします。アプリを活用した健康ポイント事業を行う考えはござ
いますか。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 西野議員の再々質問にお答えいたします。

アプリを活用した健康ポイント事業を行う考えは、とのことですが、議員ご質問
のとおり、スマートフォンを活用し、アプリによるポイント事業を実施している市
町村があることは認識してございます。しかし、アプリの導入には数百万円の初期
費用と維持管理費用が必要となりますが、先ほど答弁しましたとおり、本市は健康
ポイント事業の応募者が300人弱であり、まずは市民にしっかりと事業の周知をし
てまいりたいと考えております。

また、海南市や有田市の健康ポイント事業は、順調に利用者が増加していると聞
いておりますが、平成29年から県がアプリを使って実施した健康づくり運動ポイン
トのほうは利用者が伸びず、令和5年度末で終了したとの経緯もござい
ます。一言
でアプリといっても機能は様々であり、まずは現事業の周知に取り組むとともに、
アプリについても研究してまいります。

○玉田議長 これで、西野峻也議員の2番目の質問を終わります。

以上で、西野峻也議員の一般質問を終わります。

通告4番目、10番、田畑正昭議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいた
します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 10番、田畑正昭です。議長の許可を得ましたので、一問一答形式にて、
3つ質問させていただきます。

まず、物価高騰対策についてお聞きいたします。

現在、物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活費、事業者
の支援を行えるよう、国は重点支援地方交付金のさらなる追加を行う方針を示して
います。その中でも、食料品の物価高騰に対する特別加算を必須項目として示し、
総額4,000億円規模の特別枠を各市町村に措置する予定とも聞いています。食料品
の値上がりは、市民生活に直結する深刻な課題であり、市民の関心も極めて高い状

況です。

そこで1点伺います。本市として、物価高騰対策として何に焦点を当て、どのような支援を市民に提供していくのか、基本的な考え方をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 田畑議員のご質問にお答えをいたします。

これまで市における物価高騰支援については、市の実情に応じて、実施する推奨事業メニューの事業としては、物価高騰による影響が広範囲に及ぶことを踏まえ、事業の効果が市民や事業者に広く波及する水道基本使用料の免除を行ってまいりました。また、子育て世帯の支援として、紙おむつの支給や児童福祉施設に対する補助を行ってまいりました。

ほかには、国から実施が要請された給付金の支給については、低所得世帯だけではなく、物価高騰により家計が急変した世帯に対しても、市独自で支援策として実施をいたしました。

このたび国において閣議決定がされた強い経済を実現する総合経済対策において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、重点支援交付金を拡充することが盛り込まれており、特に食料品の物価高騰に対応するための特別加算が設けられることとされたことから、本市においては市民1人当たり6,000円の商品券をお配りする事業を実施すべく、検討を進めております。

今後、国の補正予算成立後に、市補正予算を編成いたしまして、可及的速やかに配布が行えるよう努めてまいります。

なお、ご質問の詳細につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員のご質問にお答えいたします。

令和7年11月21日に閣議決定されました強い経済を実現する総合経済対策におきまして、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれ、国からは交付金を活用した物価高騰対策の早期執行に向けた準備を進めるよう要請があったところでございます。

重点支援交付金の拡充内容につきましては、これまでの推奨事業のメニューの中に、新たに食料品の物価高に対する特別加算、これが設けられまして、食料品の物価高騰による負担を軽減するプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、い

わゆるおこめ券、食料品の現物給付などの支援が事業例として示されております。

しかしながら、この重点支援交付金の拡充については、政府補正予算案の国会審議が今継続中でありまして、未済でございます。内容に変更があるおそれもありますので、本市に配分される交付限度額も未定ではあります。このようなことを踏まえまして、本市におきましては、市民1人当たり6,000円の商品券をお配りする事業を実施すべく検討を進めております。国の補正予算成立後において予算措置を行い、早期の配布ができるよう努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 国は今回の支援策において、市民への還元額を最大化するため、事務コストの最小化を徹底することを強調しています。紙の商品券やおこめ券は、印刷費、発送費、換金事務などのコストが大きく、結果として、市民への還元額が削られてしまう場合があります。他市では、商工会と連携してデジタルクーポン型のプレミアム商品券を導入し、事務コストの削減、利用者の利便性向上、加盟店の換金処理の迅速化などの成果が出ています。

そこで2点伺います。本市が、今後、物価高騰対策を進める上で、デジタルを活用して事務コストを抑え、より多くの市民へ還元する方向性についてどのようにお考えでしょうか。

また、本市として紙方式だけでなく、商工会が発行するデジタルクーポン型プレミアム商品券を導入する考えについてお答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の再質問に、一括してお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、紙の商品券では事務コストが多額となりますが、デジタル型についても、導入済みの自治体から、初期構築コスト、システム維持に多額のコストを要するという意見もございます。費用対効果について十分検証する必要があると考えております。また、デジタルに恩恵を享受できる方とそうでない方の格差、デジタルディバイドの部分もございますので、これを解消していくことも課題であるとは考えております。

いずれにしましても、本市における物価高騰支援につきましても、様々な検討を行いながら進めてまいりたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、田畑正昭議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 近年、全国的に発達障害や発達特性のある子供が増えてきていると言われており、早い段階で気づき、必要な支援につなげることがますます重要になっています。本市は、県内でも子供の割合が多い自治体であり、就学前から就学後へと進む時期に、子供と保護者をしっかり支える体制づくりが求められています。

子供たちの発達障害や発達特性を知るための取組は様々ありますが、就学児健診と5歳児健診があります。就学児健診は、翌春に小学校へ入学する子供、つまりその年度に6歳になる子供を対象に、健康状態や発達の様子を確認し、安心して学校生活を始められるようにするための健診です。視力、聴力、歯科、内科などの健康チェックを中心に、学校生活に支障がないかを事前に把握し、必要があれば専門機関や医療機関につなぐ役割があります。

5歳児健診は、国が進めている就学前から就学後へつなぐ支援の考え方にに基づき、5歳の時期に子供の発達や生活の様子を確認するための健診です。1歳半、3歳児健診の後、特性が見えやすくなる時期に行うことで、言葉や行動、社会性などの発達の気がかりを早めに見つけ、必要な相談や支援につなげる早期支援の入り口として位置づけられています。

本市では、現在、就学時健診での発達特性の検査を行っておりますが、来年度から5歳児健診も導入することを検討していると聞いています。

そこで2点お伺いいたします。現在の就学児健診において、発達特性の項目では、どのような内容で健診を行っているのでしょうか。また、同様に、来年度導入を検討している5歳児健診はどのような内容で健診を行う予定であるか、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 田畑議員ご質問の2番目、子供の発達障害、発達特性の健診についての1点目、就学時健診についてお答えいたします。

学校保健安全法第11条において、市町村教育委員会が、当該市町村の区域内に住所を有する者の就学に当たって、その健康診断を行わなければならないと規定されております。健康診断の健診項目は、学校保健安全法施行規則の第3条に定められ

ており、議員ご質問の子供の発達障害、発達特性の健診に関連する内容として、第10号に、その他の疾病及び異常の有無は、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系統について検査するものとし、知能については、適切な検査によって知的障害の発見に努めるとされております。この内容に基づき、本市では、知的発達スクリーニング検査を実施し、合計得点と満年齢により、知的発達の程度を、より専門的な精査が必要、または今後経過観察が必要、それから専門的な精査等は不要の3段階で判定を行っております。

検査の方法は、子供10人から15人程度を1グループとしまして、3人、4人の教員で検査の様子を記録いたします。全13問で、当てはまるものに丸をつけたり、簡単な図形の模写をしたりする問題があり、検査時間は15分から20分です。本検査は、知的発達の遅れや偏りの可能性があるかどうかをおおよそ把握するためのスクリーニング、いわゆる早期の気づきでございますが、を目的としているので、保護者の同意を得た上で、家庭や保育所、幼稚園等での日常生活の様子や、成育歴、これ以前に受けた発達検査の結果、保健福祉部局が行う乳幼児健診結果等を参考にしながら、配慮や支援の必要性について総合的に判断しております。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 田畑議員ご質問の2番目の5歳児健診の取組内容についてお答えいたします。

5歳児健診は、母子保健法第13条に規定されており、岩出市においては、集団生活を送る上で求められる社会性や学習に必要な力が育っているかを確認するとともに、発達のおまづきや発達障害など、心身や社会的に支援が必要な幼児を早期に発見し、子供の特性に気づき、その特性に合わせた適切な支援につなげていくこと、また生活指導やその他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ることを目的として、令和8年4月からの実施を検討しているところでございます。

取組内容といたしましては、現行の1歳半健診や3歳児健診と同様の集団健診方式で、岩出市総合保健福祉センターで、5歳のお誕生日月に実施しようと考えているところです。当日の流れにつきましては、身体計測や小児科医の診察に加え、5歳児の発達段階に特化した集団遊びを取り入れようと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 5歳児健診で気づきがあった場合に、保護者が必要な支援につながるよう、切れ目のないフォローアップ体制について、今後の方向性をお伺いいたします。

す。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

5歳児健診のフォローアップ体制につきましては、再来所や訪問、それから所属先の集団への訪問指導や公認心理師の発達相談、それから理学療法士、それから言語療法士、作業療法士による発達相談などの体制を整えていくことを検討しているところでございます。

また、教育支援委員会に向けて、教育委員会や、それから各学校への情報提供や意見交換するなど、就学を見据えた必要な支援につながる関わりを今まで以上に強化していきたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、田畑正昭議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 近年、各地で火災による大きな被害が相次いでおり、住宅火災の恐ろしさや、被災後の生活再建の難しさが改めて実感されています。

本市においても、私の住む地域で火災事故が発生し、身近な生活の中にある危険を痛感したところです。火事を起こさないことが何より重要であることは言うまでもありません。しかし、もし不幸にも火災が発生し、市民が被災してしまった場合、その精神的ショックや経済的な負担は非常に大きなものとなります。こうした状況に寄り添い、行政が提供できる支援をワンストップで分かりやすく案内し、被災者の不安を軽減していくことが大切ではないかと考えております。

そこで伺います。火災によって被災した市民が、必要な行政手続や支援制度の内容はどのようなものがあるか。また、フォロー体制はどのようになっているか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員、3番目のご質問、火災による被災者支援について。火災による被災者の行政手続など、支援体制は、についてお答えいたします。

本年、岩出市では11月末現在、12件の火災が発生しております。火災によりお亡

くなりになられた方に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた方には心からお見舞いを申し上げます。

火災による被害を受けられた方への支援につきましては、那賀消防組合と市で、各種手続や支援制度の一例についての内容を記載した「火災による被害を受けた方へ」をお渡しし、当事者の方やご家族の今後の生活のためにどのような手続があるのかをお知らせしております。

その内容は、消防署での手続については、火災損害届の提出、罹災届証明書の発行手続に関するものについて掲載しております。また、市役所での手続として、火災、建物火災による廃棄物の処分方法について、火災の被害程度による見舞金及び救援物資の支給について、市税の減免制度について、保険料等の減免制度について、その他、印鑑証明等の申請・再交付などについて、公営住宅居住者相談など、担当窓口がどこになるかをまとめて掲載しております。その他の関係機関での手続では、国税の減免制度、建物登記関係について、自動車・軽自動車関係、廃車等ですね、廃車申請等について、年金手帳等の申請・再交付などについて、公共サービス関係として、電話、電気、都市ガス等の関連する各事業所の窓口を掲載しております。

被害に遭われた当事者の方におかれましては、おのおので状況が異なるため、必要となる手続の窓口に問合せをいただく必要がございますが、市役所へ来庁された際には、関連部署で情報を共有し、手続に係る負担を少しでも軽減できるよう、支援体制に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 所管の連携によるワンストップでのフォローというのはできないのでしょうか。もしできないのであれば、各所管への橋渡しなどはできないのか、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

火災に遭われた方へのワンストップの窓口の設置、これについては現在のところ考えておりませんが、被災者の方から相談があった際には、状況を聞き取らせていただいた上で、関係各課と連携を図り、少しでも被災者の負担を減らすために、寄り添った対応に努めてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これでは、田畑正昭議員の3番目の質問を終わります。

以上で、田畑正昭議員の一般質問を終わります。

通告5番目、12番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。12番、尾和正之議員でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、不法投棄問題と防止対策について、この視点で、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

この質問は、一、二か月前に市民の方々から相談、要望を受けた際に出た話であり、市民の方々が、どうしたらいいか分からない中で、あらゆる情報を得て、よりよく生活をするために改善策を模索した訴えであります。

この問題をどのように対処したらいいかといった市民の声を一般質問で市政に届けることで、現状を認識していただき、きめ細やかな考察から提案することで、今後の改善や取組につながり、より市民の住民サービスの向上に向かうものと考えています。また、市民の方々への周知、対応にも必要なことだと思っておりますので、この視点に関して、誠意ある答弁をしていただきたいと思います。

それでは、不法投棄問題と防止対策について、5点お伺いします。

まず初めに、不法投棄とは、廃棄物の適正な処理を行わず、みだりに道路や公園、山林、河川敷、空き地など、ルールを守らず、捨てたり、ポイ捨てをしたりする行為で、一般廃棄物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）で禁止された犯罪であります。違反すると5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金で、法人なら産業廃棄物で3億円以下に科せられます。

現状、多くの自治体で問題になっており、時の世界情勢下のごみの取扱いや、コロナ禍からの影響、現在の物価高騰の波紋など、多種多様な理由の中で、一向に解決、対策が難しいのも現実であります。これは単にごみが捨てられているというごみ問題にとどまらず、本市の美観を損ない、自然豊かな環境や生活環境を著しく悪化させることにより、市民の日常生活に悪影響をもたらす犯罪行為であるとともに、治安維持に悪影響をもたらすものと認識しております。

今回の不法投棄問題と防止対策については、本市がどのように対応する可能性があるのかと、市民の方々が私有地に不法投棄された場合、どうすればいいのかを明確に答弁いただき、周知していただきたいと思いますと考えております。これらを踏まえた視点

で質問を行います。

1点目としまして、幾つかの自治体では、不法投棄を未然に防止するために、早期発見による早期対応が重要と考えており、ごみのごみを呼ぶことのないよう、パトロールや市民通報等を通じて、不法投棄現場の早期発見に努めているとのこと、また不法投棄廃棄物等回収事業や不法投棄監視等事業など、他市の自治体では、警察のOB数名と日中と早朝、夜間と交代制でパトロール強化をしているところもあるとのことです。

本市の不法投棄への対応とその把握方法について、1点目お伺いします。

2点目としまして、市内の過去の3年間の不法投棄件数と、そのうち投棄した者が特定できずに、市が処理した件数はどれくらいあったのか。また、処理費用として市が行ったものについてお答えください。それと同様に、市民からの通報、苦情、相談件数についてもお答えください。

3点目としましては、現状、他の自治体で今までの不法投棄防止対策として、不法投棄防止サテライトを設置したり、巡回パトロールを強化したり、民間企業を通報協力他団体に指定したり、警察との連名で、看板に具体的な罰則を掲示し、注意喚起や抑止に努めているが、不法投棄の手口が年々巧妙になり、件数と対策に研究・検証が必要と苦慮しているところが多いように感じられます。

本市でも不法投棄防止のための対策は十分と考えているのか。また、今後の方針についてお答えください。

4点目としまして、今回の質問は、私有地に不法投棄されており、どうすればいいのかという困惑と処理対応についての相談でありました。廃棄物処理法では、不法投棄された廃棄物は誰が処理するのか、答弁願います。

5点目としまして、本市で不法投棄があった場合、関係機関との連携についてもお答えいただきたいと思います。

この5点について、お答えください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 尾和議員ご質問の不法投棄問題と防止対策について、にお答えします。

まず1点目の不法投棄への対応は、またその把握方法は、につきましては、毎月3回、職員2名による不法投棄パトロールや、不法投棄禁止看板の配布を実施しております。また、把握方法につきましては、不法投棄パトロールでの発見や市民か

らの通報によるものです。

2点目の過去3年間の不法投棄の件数につきましては、令和4年度、18件、令和5年度、5件、令和6年度、6件です。そのうち投棄した者が特定できずに市が処理した件数につきましては、令和4年度、8件、令和5年度、4件、令和6年度、6件であり、全て市道など、公共施設敷地内の件数です。

処理費用につきましては、クリーンセンターにて他の廃棄物と一緒に処理をしていますので、不法投棄に係る処理費用としては把握しておりません。

また、市民からの通報・苦情相談件数につきましては、令和4年度、10件、令和5年度、1件、令和6年度、ゼロ件です。市民の皆様の不法投棄防止に対するご理解もあり、不法投棄の件数は年々減少傾向となっています。

3点目の不法投棄防止のための対策は、また今後の方針は、につきましては、先ほども申しました、月3回の不法投棄パトロール、広報紙での周知、岩出警察署と連名による不法投棄禁止看板の配布を実施しており、今後も引き続き関係機関と連携を図り、パトロールや周知活動に取り組んでまいります。

4点目の不法投棄された廃棄物は誰が処理をするのか、につきましては、不法投棄した者が判明している場合は、不法投棄をした者が処理をし、不法投棄した者が不明の場合は、土地の所有者の責任において処理していただくこととなります。

なお、この場合のクリーンセンターへの持込みについては、本市のごみ分別冊子「ごみの分け方・出し方」による一般廃棄物となります。

5点目の関係機関との連携は、につきましては、不法投棄があった場合の情報共有を県の保健所と行っています。また、岩出市生活環境連絡協議会でも、月1回の不法投棄パトロールを実施しており、その状況も情報共有を行っています。

○玉田議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは再質問を行います。3点お伺いいたします。

1点目は、本市の不法投棄の対応についての規約や規則といった対応マニュアルはあるのでしょうか。

2点目は、4点目で答弁いただいた不法投棄された廃棄物は誰が処理するのかの答弁以外で、本市が市民にできる支援対策の有無はあるのかについてお答えください。

3点目は、ソーラーパネル2040年問題に関連して質問させていただきます。この問題は2010年代前半に大量導入された太陽光パネル、FIT制度初期が寿命25年か

ら30年を迎え、2040年前後に大量破棄される時期に来るとのことで、廃棄処理の逼迫、最終処分場の不足、有害物質による環境汚染、不法投棄のリスクなど、社会問題が今後懸念されております。

そこで、現在と今後のことを踏まえて、市独自の取組についての見解をお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず1点目、市では不法投棄に関する規則や規約があるのか、についてお答えいたします。不法投棄に関しましては、廃棄物処理法第16条において、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないと規定されていますので、本市では規則や規約を制定しておりません。

次に2点目といたしまして、不法投棄した者が不明の場合、市としての支援などは、についてお答えします。クリーンセンターで処分可能なものであれば、申請いただいで処分いたしますので、ごみ分別冊「ごみの分け方・出し方」をご覧くださいますようお願いいたします。

次に3点目、今後の市の独自の取組は、についてお答えいたします。本市では、不法投棄の件数が年々減少傾向となっていますので、引き続き不法投棄パトロールや広報紙、市ウェブサイトによる周知、不法投棄看板の配布などを進めてまいります。

なお、不法投棄パトロール以外においても職員が不法投棄防止の意識を持って取り組んでおり、先日も不法投棄者を発見し、警察に通報し、現行犯逮捕につながった事案もありました。引き続き不法投棄防止に取り組んでまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時38分)

再開 (13時13分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、13番、牛田佑佳議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 議席番号13番、牛田佑佳。議長の許可を得られましたので、一般質問を始めます。

まず初めに、1点目、高齢者移動支援の現状と今後の方向性について。

高齢化が進む中で、いわゆる移動弱者、買物弱者と呼ばれる方々への支援が大きな政策課題となっています。和歌山県においては、自家用車を中心にした生活をされている方、非常に多く感じております。便利になりつつある岩出市にも免許返納や加齢による運転困難をきっかけに、日常生活そのものが制限されてしまう場合もあるとも感じております。

そのことから、本市においても、高齢者の課題は何かと、私は多くの高齢者の方と出会い、困り事は何かとお聞きしますと、これまで自家用車を中心に移動されてきた一方で、年齢を重ねるにつれ運転が困難になり、移動手段を家族や近隣に頼めない場合は徒歩やバスになり、通院や買物に行きたくても、歩行が難しく行けない、重たい荷物を持ってバス停まで歩くのが難しいといった声が、地域の中から聞こえてきます。こうした移動の困難は、単に不便であるというものではなく、外出の機会の減少によるフレイルの進行や、心身の健康状態の悪化にもつながりかねない問題であると考えます。

一方で、公共交通の維持には多くの課題があり、地域の地理的条件や人口構成、財政状況などによって、最適な支援の在り方は異なります。そのため、他自治体の事例をそのまま導入すればよいというものでもなく、本市の実情を正確に把握した上で、将来を見据えた検討を行うことが重要であると考えます。

そこで、本市における高齢者や移動に不安を抱える方々の実態をどのように把握しているのか。また、現在の支援体制をどのように評価し、今後どのような方向性を考えているのかについて、順にお伺いいたします。

まず1点目、高齢者や買物弱者などの移動困難者の実態調査や現状把握はできているのか。

2、買物や通院が困難となった高齢者の相談窓口は。

3、免許返納者や運転が難しくなった高齢者に対し、移動手段をどのように確保していく考えか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員ご質問の1番目、高齢者移動支援の現状と今後の方向性についてお答えいたします。

まず1点目、高齢者や買物弱者などの移動困難者の実態調査や現状把握はできているのか、についてですが、実態調査といたしましては、令和4年度に、65歳以上の一般高齢者と要支援・要介護認定者それぞれ1,500人に対し、高齢者の生活状況や意向等、アンケート調査を実施いたしております。

アンケート調査の結果は、まず外出の頻度については、一般高齢者では週1回以上の回答が94.5%、うち40%は週5回以上と回答しています。要介護等認定者では、週1回以上が67%、うち週5回以上は8.6%となっています。

次に、外出する際の移動手段については、一般高齢者では、自動車、自分で運転が70.6%と最も多く、続いて徒歩が39.8%、自動車、人に乗せてもらうが21.6%となっております。要介護等認定者では、自動車、人に乗せてもらうが51.3%と最も多く、続いてタクシーが22.5%、徒歩が19.6%となっています。

また、日常生活での不安や困り事については、一般高齢者では、通院の介助や手段についてが7.3%、日常の買物が4.3%であり、要介護等認定者では、通院の介助や手段についてが16.6%、日常の買物は15.1%となっております。

今年度においても、同様のアンケートを現在実施中であり、年度末までに集計と分析を行い、現状を把握してまいります。

続いて2点目、買物や通院が困難になった高齢者の相談窓口は、につきましては、地域包括支援センターが相談窓口となっており、相談者の生活状況等に応じて、地域で利用できるサービスを紹介しています。介護の必要はないが、買物や通院が難しくなったと感じている方には、ネットスーパーや移動スーパーといった商品を自宅まで届けてくれるサービスの案内や、通院については、岩出市巡回バスやタクシーの割引制度の情報の提供、乗り降りの介助が必要な方には福祉タクシーを紹介しております。

また、介護予防の申請が必要な方には、申請手続の支援や受けられるサービスについて説明しています。具体的には、ヘルパーサービスによる買物支援や介護タクシーを利用した通院支援など、介護度に応じて利用できることを説明しております。

今後も、高齢者が安心して生活できるよう、高齢者の困り事や不安を解消できるよう支援を行ってまいります。

続いて3点目、免許返納者や運転が難しくなった高齢者に対し、移動手段をどのように確保していく考えか、についてお答えいたします。本市では、交通弱者への買物、通院など、市内での日常生活の移動手段の確保を目的に、岩出市巡回バスを市内で3ルートを運行し、スーパーや病院の近くにも停留所が設けられております。また、那賀病院や紀の川市方面には紀の川コミュニティバスが、大阪方面には大阪方面路線バスが運行されております。一部区域では、民間の路線バスの運行もあり、加えて、市内にはタクシー会社が複数あることから、何らかの移動手段は確保されているものと考えております。

こうした状況において、65歳以上の高齢者には、岩出市巡回バスに無料で乗車できるあいあいカードを発行し、高齢者の移動支援に努めているところでございます。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 高齢者から免許返納後、買物で重たい荷物を持ちバス停留所まで歩けないとの声をよくお聞きします。かつらぎ町では、デマンド乗合交通「かつらいど」が、令和7年10月から実証実験をして運行されております。これは5人乗りのタクシーを事前に予約して乗り合って利用するもので、ほぼドアからドアの運行となります。高齢者が買物のために外出することは、フレイル予防にもつながります。高齢者の外出支援策として、今後、デマンド乗合交通の運行や、高齢者にタクシーチケットを交付するなどの考えはあるか、ご答弁をお願いします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再質問にお答えいたします。

かつらぎ町でデマンド乗合交通「かつらいど」が運行されているということで、今後、デマンド乗合交通の運行や高齢者にタクシーチケットを交付する考えはあるのかというようなご質問だと思いますが、かつらぎ町の交通政策係に尋ねたところ、かつらぎ町にはコミュニティバスが3ルート運行されており、町なかのルートは病院やスーパーがありますが、中山間地域のルートのアクセスは笠田駅だけとのことでした。中山間地域は、公共交通利用の範囲内となっている地域が多く、民間のタクシー会社も、かつらぎ町の町内には1社のみとのこと、本市とは環境条件が異なっております。

また、かつらいど運行のきっかけについては、これまで長年にわたり町議会からの要望があったことに加え、かつらぎ町のスーパー2店舗の撤退が、今回の実施の

大きな要因になったとのことでした。

本市におきましては、先ほども答弁したとおり、65歳以上の方には無料で乗車できる岩出市巡回バスや民間のタクシー会社など、複数の移動手段が存在し、また市内にスーパー等も多く、こういった状況から、現在のところ、乗合交通の運行や高齢者のタクシーチケットについて実施する考えはございません。

○玉田議長 再々質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 高齢者の移動問題は、そのご家族、そして当事者である本人は、大変不安に思われます。それが孤立や孤独につながり、最悪の場合、孤独死などにつながることもあると考えております。

これから少子高齢化が進んでいくと思いますので、高齢者外出支援事業として、将来的に市の新規事業として実施する予定、またはほかの見通しや考えはありますでしょうか、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再々質問にお答えいたします。

高齢者外出支援事業として、将来的に市の新規事業として実施する予定があるのか、または見通しはあるのかとのことですが、本市では、今後、高齢化が本格的に進む状況となっておりますので、他施策とのバランスも考慮しながら、高齢者の外出支援について、また市町村等の事例も参考に研究してまいりたいと考えます。

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 次の質問に移ります。病児保育の現状とその課題について。

子育て世代を取り巻く環境は年々変化しております。本来ならば、親のどちらかが子供を育て、どちらかが家庭を支える。または共働きであっても、子供を育てる側の親は、その子供が病気になれば看病に専念できるという環境が必要であると考えます。ですが、この失われた30年、実質賃金がほぼ横ばい、または低下、そして働いても豊かにならない現状が長期化、このような状況にもかかわらず、税金、社会保険料が増えている問題、家庭環境では、地方から都市への就職移動などで親元を離れ、子育てする核家族化が進みました。

ほかにも様々な理由はございますが、それに伴って、共働き世代の増加、就労形

態の多様化により、保護者が仕事を休めない状況になってしまっているのが事実です。そのような中で、子供が急な発熱や体調不良を起こした際、安心して安全に預けられる病児・病後児保育の存在は、子育てと仕事の両立を支える上で、非常に重要な役割を担っていると考えます。

一方で、病児保育は、感染症への対応や医療機関との連携、専門的な知識を持つ人材の確保など、運営する側にとっても負担が大きい事業であり、単に利用の件数だけで評価できるものではございません。だからこそ、利用実績だけでなく、本当に必要なときに必要な家庭が利用できているのかという視点から、現状を丁寧に確認することが大切であると考えます。

本市では、和歌山乳児院内の病児保育室「きらら」や、いわで・きのかわファミリー・サポート・センターにより、病児・病後児保育に対応していただいておりますが、利用を検討する側の保護者から聞く声は、利用方法が分かりにくい、緊急時に申込みが間に合わないといった意見も上がっております。制度や利用方法について、市民の皆様に十分に伝わっていない部分もあるのではないのでしょうか。

さらに、病児保育の必要性は、子供の年齢や家庭の状況によっても異なり、特に乳幼児期においては、保護者の負担が大きくなりがちです。そのため年齢別の利用状況や実際利用に至らなかったケースも含めて把握することで、より実態を基にした支援の在り方が見えてくるのではないかと考えます。

こうした点を踏まえ、本市における病児・病後児保育の現状をどのように把握し、どのような課題認識を持っているのか。また、今後の支援の在り方を検討する上での考え方について、順にお伺いいたします。

1、本市の病児・病後児保育の現状をどのように把握しているか。

2、病児保育事業の定員は十分か。拡充の考えはあるのか。

3、いわで・きのかわファミリー・サポート・センターには、病児保育が可能なスタッフ、このスタッフの会員は何名いるのか。

1については、利用状況、病児保育の利用を断らなければいけなかったことがあったのかも含め、お答えください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員ご質問の病児保育の現状と課題についての1点目と2点目について、一括してお答えいたします。

まず、本市の病児・病後児保育の現状をどのように把握しているのかについてで

すが、先ほど牛田議員のほうからもありましたように、現在、本市の病児・病後児保育については、和歌山乳児院内にある病児保育室「きらら」及びいわで・きのかわファミリー・サポート・センターで対応していただいております。利用状況について、令和6年度の実績を申し上げますと、きららが69件、いわで・きのかわファミリー・サポート・センターは利用者がありませんでした。

利用に際して、断らなければならないとの課題はあったのではということなんですけども、きららでは、今年度において利用者側の都合によるキャンセルが44件ありましたが、施設側でやむを得ず断ったケースも11件あり、感染症の流行状況等により、全ての子供を受け入れられなかったとのことでした。

また、いわで・きのかわファミリー・サポート・センターでは、利用会員、それから援助会員から成る育児相互援助を同センターの事務局で調整して行っておるんですが、送迎や一時預かりについては利用希望があったものの、病児預かりについては、利用会員と援助会員の相互の都合が合わずに利用には至らなかったとのことでした。

次に、病児保育事業の定員は十分か、拡充の考えはあるのか、につきましては、現在、きららの1日当たりの利用定員は2名となっております。例外として、兄弟が3名いる場合でも受入れをしてくれるなど、柔軟な対応をしていただいております。現状の利用状況を見ますと、定員に満たない状況であり、また施設側の人員確保の面からも、やっぱり定員拡充を要望する考えは、今のところございません。

それから、また、いわで・きのかわファミリー・サポート・センターにつきましては、現時点では、受入体制に大きな問題があるとは考えておらないんですけども、利用者が利用しやすいように、会員の事前登録等について、周知啓発をさらに進めてまいりたいと考えております。

続いて3点目、いわで・きのかわファミリー・サポート・センターには、病児保育が可能なスタッフは何人いるのか、についてでございますが、現在、同センターには、研修を受けた病児保育が可能なスタッフ会員が37名登録されておりますが、これまで病児保育をした実績がある会員は3名とのことでした。

以上でございます。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 病児保育の必要性は、先ほどお伝えしたように、子供の年齢や家庭の状況によっても異なり、特に乳幼児期においては保護者の負担が大きくなると考えて

おります。

利用の現状においては、令和6年のお調べいただいたところだと、令和6年度実績で申しますと、きらら69人の年齢別の件数、1歳が29人、2歳が12人、3歳が15人、4歳が6人、5歳が5人、6歳が1人、9歳が1人と、年齢が上がっていくにつれて少なくなっていると思われま。

そこで再質問です。1、利用者が少ないように思いますが、この1年間の原因の課題は何とお考えか。

2、利用を検討している保護者から聞く声は、利用方法が分かりにくい、緊急時の申込みが難しいといった意見が上がっているが、周知啓発の方法はどのようにしているのか。

3、和歌山市などで導入している「あずかるこちゃん」、このあずかるこちゃんは、24時間いつでもスマホで申し込めるネット予約サービス、LINEからも予約できるのですが、このようなサービスを導入する考えはございますでしょうか。お答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の利用者が少ないように思われるのは、なぜかということにつきましては、病児・病後児保育の利用者が少ない原因としては、岩出市こども計画策定前にアンケート調査したんですけども、そのアンケート調査からも、保護者のどちらかが休暇を取ったり、祖父母等の親族からのサポートを得られる方が多くおありまして、そもそも利用する必要性がないことが1つの要因であると考えております。

また、牛田議員おっしゃられたとおり、病児保育を知らないことも要因の1つだと考えますので、引き続き周知啓発に努めてまいるといことです。

2点目については、その周知啓発をどのようにしているのかということについては、なんですけれども、病児保育の周知啓発については、市ウェブサイト、岩出市おやこ手帳アプリ、これは、もともとの岩出市子育てアプリから、12月8日にリニューアルしているんですけども、それなんですけれども、そのアプリへの掲載や保育所や乳幼児健診でのチラシによって行っております。

それから3点目、和歌山市さんが導入している「あずかるこちゃん」を導入してはどうかということなんですけれども、現在、岩出市おやこ手帳アプリを導入しております、子供に関する情報提供や市が実施している教室やイベント、母子手帳の

交付などが予約できるシステムになっております。このことから、新たなアプリ等を追加するのではなく、岩出市おやこ手帳アプリで病児保育等の予約ができないか、施設側とも協議も交えながら、検討しようと考えているところでございます。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の2番目の質問を終わります。

以上で、牛田佑佳議員の一般質問を終わります。

通告7番目、14番、市来利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、全市民への物価高騰対策についてであります。

物価高騰がますます深刻な事態となっています。帝国データバンクが行った食品主要195社価格改定動向調査では、今年10月の飲食料品の値上げは合計3,024品目に上りました。深刻なのは、物価高騰が止まらないどころか、今後さらなる値上げが予想されていることです。日本世論調査会の調査では、景気が悪くなっている、どちらかと言えば悪くなっていると回答した人は83%に上り、前年の79%を上回りました。また、93%の人が値上げが生活に打撃となっていると答え、負担が重いと感じる項目は、食費が87%で最も多く、次いで光熱費、水道代が50%、交通費が40%でした。

収入が増えない中で物価高騰が止まらず、値上げが続けば、当然これまで普通に暮らしていくことができなくても、支出が増えれば生活は圧迫されてきます。市民の方々からも、こうした現状に対策を早く打ってほしいと数々の連絡が寄せられました。子育て世代の方は、働いても働いても生活は楽にならず、逆に支出が増加し、子供たちの成長にかかるお金の負担があり、本当に大変ですといった声や、未来ある子供たちにお金を使ってほしい。また、物価高騰対策をしっかりと進めてほしい。こうした声を何とか声を上げてください。このようにたくさんの声が寄せられています。しっかりと市民の暮らしを支える対策が早急に必要です。

11月28日、2025年度補正予算を閣議決定しました。補正予算には、重点支援地方交付金の拡充として2兆円が盛り込まれています。うち、市区町村には食料品の物価高騰に対する特別加算4,000億円、重点支援地方交付金の推奨事業メニューは、

自治体が住民向けに行う地方単独事業に幅広く充当できる自由度の高い交付金で、住民の切実な要求、要望に活用できる財源です。

内閣府は2通の事務連絡を自治体に送っていますが、前文で、可能な限り年内での予算化に向けた検討を進めていただくようお願いしますと強調しています。

そこで、重点支援地方交付金について、市の配分見通しを教えてください。また、推奨メニューを年内で予算化をするのか。

2つ目は、市における物価高騰対策について何かということをお聞きをいたします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員のご質問にお答えをいたします。

これまで市における物価高騰支援は、先ほどの田畑議員への回答と重複しますが、物価高騰の影響に対応するため、市民や事業者に広く影響のある水道基本使用料の免除を実施してまいりました。また、子育て世帯向けの紙おむつを支給したほか、児童福祉施設への補助も行っております。さらに、国から要請された低所得者への給付金については、低所得世帯だけではなく、家計が急変した世帯まで、市独自で対象を広げ、支給を行いました。

このたび、国において閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、重点支援交付金の拡充が盛り込まれており、特に食料品の物価高騰に対応するための特別加算が設けられたこととされております。このことを踏まえ、本市においては、市民1人当たり6,000円の商品券をお配りする事業を実施すべく、検討を進めております。

なお、詳細については総務部長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 市来議員のご質問にお答えします。

重点支援交付金につきましては、令和7年11月21日に閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために拡充する旨が盛り込まれております。正式な交付限度額については、補正予算成立後に示されることになっておりますが、目安としては、新たに設けられる特別加算分を含め、令和6年度における交付限度額のおおむね330%以上となる見込みであるとの通知がありました。このことを踏まえると、本市における

交付見込額は、単純計算で1億2,492万4,000円の330%増の約4億円程度になると見込まれます。

しかしながら、この重点支援交付金の拡充については、政府補正予算案の国会審議が未済みであり、内容に変更があるおそれもあり、今申し上げた交付限度額も、あくまで見込みの金額であります。国の補正予算が成立し、交付限度額が提示されたのを受け、市における事業支援の補正予算を編成し、年内は少し難しい形ではありますが、速やかに事業を進めることができるよう努めてまいります。

次に、2点目の物価高騰対策メニューにつきましては、これまで推奨事業メニューにおける生活者支援に加え、新たに設けられる食料品の物価高に対する特別加算における事業例として、食料品の物価高騰による負担を軽減するプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるおこめ券、食料品の現物給付など、支援が示されていることも考慮した上で、市民1人当たり6,000円の商品券の配布を行う方向で検討しております。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 国も閣議決定を行ってから、言われたとおり、予算の目安については、前年度、2024年度の補正の交付限度額掛ける330%以上で予算化を求めて、早急にできるように取り組むような形で予算化の成立、国は成立後に各自治体にどれぐらいか示すということは言われておりますが、でも予算化を立てるには、この目安をもって早くに立ててくださいということを言われました。

今回は、全市民1人当たり6,000円の商品券という形になると思うんです。それ以外に、今までこれまで行ってきた対策というのは一体どうなっていくのか。これについて継続または新たな対策を打っていくのか、それともそれで終わりなのか、その辺についてはどのようになっていくのでしょうか。それを聞かせていただきたい。

また、先ほども言ったように、子育て世代も本当に大変な状況の中で今やっているという話をたくさん聞かせていただいています。子育て対策における支援策というのは、特化したものとしてのメニューなどはないのかどうか、この辺についてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再質問にお答えさせていただきます。

市民1人当たり6,000円の商品券を配る以外に、これまで行ってきた対策ですね、これはどうなるかと。特に子育て世帯への施策があるかというご質問だったかと思えます。

先ほど申し上げましたように、国のほうの補正予算、恐らく今日か明日には可決されるというふうに報道では見ております。それを受けて、先ほども申しましたように、市のほうにどれだけの額が下りてくるか提示がございます。それを受けて補正予算を組むというところなんです、申し上げました6,000円の商品券、これはまず第一義に考えて、これをまず対策の1個というふうに考えております。ただ、下りてくる金額、それでいっぱいにはなるとは思っておりません。もう少し枠はあると思いますので、その枠の中で、これまでやってきたもの、もしくは検討の中で何か新しいものができれば、対策というのは講じていきたいと考えております。特に子育て世帯に対しましても何かできるものがありましたら、その中に加えていきたいというふうには考えております。

その部分につきましては、先ほど申しましたように金額が提示がまだございませんので、総額がはっきりしないところもございますので、今のところは未定という形にはなっております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 2つ目の質問です。子育て支援策の充実について。

国保税の子供の均等割については、過去にも一般質問を行い、充実を求めてきました。国も新たに制度の拡充に動く方針を固めたとの報道もあり、さらに岩出市では一歩前へ前進を求め、質問を行いたいと思います。

社会保険の場合、収入に応じた保険料を労働者と会社が折半し、扶養家族が何人でも保険料は変わりません。しかし、国保税は家族の数が増えるごとに保険料を加算していく均等割という仕組みがあり、それが子育て世代など、家族の多い世帯の保険料を高騰させる重大要因となっています。国保と協会健保の保険料を比較すると、40歳代夫婦と子供2人、中学校1年生と高校1年生の4人世帯では、所得200万円の場合、協会健保は20万3,800円ですが、国保で言えば、岩出市の保険料は39万5,800円、国保のほうがか約2倍もかかります。

加入者数に応じて定額が加算される国保税の均等割については、子供が多い世帯ほど負担増となるものとして、子育て支援の逆行だという批判が高まり、これまで全国知事会をはじめ、地方団体からも見直しが要求されてきました。

そして、過去には、私の子供の均等割についての一般質問においても、中芝市長も全国市長会において、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に関わる均等割保険料の軽減を支援する制度の創設について、国に対し要望しているとお答えになっていました。

そして、ようやく国も動き始め、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、国保制度において、令和4年度から子供の均等割保険料を軽減することとなりました。対象は全世帯の未就学児、未就学児に関わる均等割保険料、その5割を公費による軽減です。国が2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1で負担となっております。未就学児に限られており、子供の貧困対策にも子育て支援にも不十分な取組です。

そして、今年、厚労省は、未就学児が対象としていた減免措置を子供が18歳になる年度の高校生年代まで延ばす方針を決め、来年の通常国会に関連法案を提出し、2027年4月からの実施を目指すという報道がありました。国の見直しは歓迎できるものではありませんが、しかし、あくまでも減免という形であり、均等割の廃止には至っていません。子供には収入はありません。それなのに課税されるのは不合理です。子育て世帯の経済的負担軽減というなら廃止に向かうべきだと考えます。

そこで、まず1点目は、国民健康保険税の子供の均等割額の廃止は、子育て支援につながると考えるが、市の見解についてお答えください。

2つ目は、廃止をするためには、国庫負担の増額が絶対に必要となります。国に対し、国庫負担の増額により均等割額を廃止すべきと意見書を提出する考えについてお聞きをいたします。

3つ目は、国は18歳以下の均等割額の減免措置は、2027年4月からの実施を目指していますが、岩出市独自で前倒しでの実施を求めますが、市の考えについてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目、子育て支援策の充実について、にお答えいたします。

まず1点目、国民健康保険税の子供の均等割額の廃止は子育て支援につながるが、

市の見解は、についてでございますが、子供の均等割保険税につきましては、先ほど市来議員のほうからございましたが、令和4年度から未就学児に係る均等割保険税額の5割軽減措置を講じているところです。さらに、国において先月開催された社会保障審議会医療保険部会の中で、子育て世帯のさらなる負担軽減のため、令和9年度、2027年の実施に向けて、軽減措置の対象を高校生年代まで拡充する方針が示されております。

本市としましても、子供の均等割保険税の軽減措置を拡充する制度改正は、子育て支援に資する施策であると考えております。制度が施行され次第、速やかに対応したいと考えます。

次に2点目、国に対し、国庫負担の増額により均等割額を廃止すべきと意見書を提出する考えは、についてですが、本市では、少子化対策の観点から、子供に係る均等割保険税の免除及び対象を未就学児にとどまらず、18歳まで全ての子供への拡充、これら2つについて、かねてから、国や関係機関に対して要望書を毎年提出しております。

次に3点目、18歳以下、高校卒業年齢までの均等割額の減免措置を実施する考えは、についてですが、市独自の施策として、18歳以下の子供に5割軽減措置を導入するとすれば、子育て支援の施策の観点から、一般会計から繰入れを実施するのが本来だと考えます。しかし、平成30年の国保広域化後は、赤字の定義変更により、一般会計からの繰入れを行う場合は、その市町村は赤字団体とみなされ、赤字を解消する計画の策定対象となるとともに、交付金が減額される措置もございます。こういったことで一般会計から繰入れしない場合は、その財源は保険税となり、いずれにいたしましても、被保険者の負担増につながるものと考えております。

以上のことから、現時点では、18歳以下の均等割保険税の5割軽減措置を市独自で前倒しして実施するのは難しいと考えます。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 均等割額の廃止や軽減については、子育て支援になるというのは、多分市としてもそれはお認めになっているということで、毎年のようにきちっと意見書を上げていくということなんですね。であるならば、私は国を待たずして、やっぱり岩出市独自として、支援策等をしっかりと打ち出すということが必要ではないかと。それは国がやる前から、言うたら1年前倒しをして、そして18歳までの減免というのをやっていくべきではないかと考えます。

というのは、全国で200を超える自治体が、既に18歳までの独自の減免をしています。例えば、子育て基金を創設し、それを活用したり、子育て応援給付金の活用したり、一般会計から繰り入れて行っている自治体が多数あると。今、先ほど言われた一般会計からの繰入れが、赤字団体というような形でみなされるというふうなこともおっしゃいました。

一般会計からの法定外の繰入れについてなんですが、繰入れの削減解消の対象となる繰入れと、削減の解消の対象とならない繰入れというのがあると思うんです。2つに分類されるんですね。今、多くの自治体の中では、当然、市町村の独自の保険料減免や法定外繰入れを規制することに対しては、全国知事会等々からも、地方の実情に応じた取組を阻害することがないように、地方の意見として尊重されるよう、国には意見を求めているんですが、この2つの繰入れがある中で、削減、解消の対象とならない繰入れ、この繰入れを活用して保険料減免をしている自治体があります。

繰入れは全て赤字団体になるんだ、云々かんぬんというんじゃなくて、一般会計の法定外繰入れの中にも2つの分類に分けられ、その2つの分類の中の削減、解消の対象とならない繰入れ、ここの部分で拡充しながら実施をしているという自治体が数多くあるわけなんですね。そういうような形でやっていくこともできるのではないかというのが1点です。

法定外の繰入れというのは、法律上、禁止すべきものではないというふうに国会では答弁されているんですね。だから、一般会計から繰入れするから、それが駄目なんだというわけではなく、法律上は何の問題もないという国会答弁があるんですが、それらについてどのように考えるのか。私は前倒しをしながら、やっぱり子供たち、子育て世代の応援という形でしっかりと取り組んでいくことが必要ではないかというふうに考えています。その点で、もう一回お聞かせをください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 削除の制限対象とならない繰入れもあるとのことなんですけども、市来議員の再質問にお答えいたします。

法定外繰入れは禁止なのかということですね。禁止ではありません。原則として、国保事業の財政運営は、保険料や法定負担の公費で賄われるべきであること、独自減税分を一般会計から繰り入れるとともに、決算補填目的の繰入れ、つまり赤字とみなされることや、交付金の減額もあること、それから県の国保運営方針において、

決算補填目的の一般会計繰入れを生じないようにする方針などが示されていること、そういうことも総合的に見まして、禁止ではないんですけども、難しいと考えております。

それですね、あとですね、市単独で前倒しでという件につきましては、市単独でやるというのは、なかなか動きづらい側面もございますし、市独自に均等割軽減措置を行うことは難しいと考えております。

システム会社にもちょっと問合せしましたところ、前倒しに行く改修を市単独で行いますと、単独で行うと1,000万円以上かかるということで、そもそも令和8年度当初には、システム改修が間に合わないとのことでした。いずれにいたしましても、子育て支援は必要な施策であると考えますので、制度が施行され次第、9年度から実施となっているんですけども、速やかに実施したいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 先ほど言った、一般会計から法定外繰入れの件について、今、多分、部長おっしゃったのは、それは削減、解消の対象となる繰入れの話だと思うんですよ。削減、解消の対象とならない繰入れ、保険料の減免額に充てるため、地方単独事業の波及、増補填等、保険事業費に充てるため、直営診療施設に充てるため、基金積立てとか、その部分を増やして活用して、減免制度をやっているところの自治体があるんですよ。

先ほど言ったのは、システムに間に合わへんというのは、それはそっちの問題やけど、実際に子育て、さっきも言うたけどね、社会保険料で払っているのと国保で払っているのは同じですよ、子育てしてて。同じ収入で2倍も違ってくるということについてどう考えますか。

そもそも国保というのは、低所得者やフリーランスや自営業や、そうした方々が入る保険ということですよ。子育て世代がこんなに大変なときに、国保を一般会計からでも繰り入れて、この1年でもいいですよ。しっかりと子育て施策のために軽減を行いながら、保険料を下げっていく。これ十分できるんじゃないですか。

先ほども言ったみたいに、削減、解消の対象でない繰入れを増やしながら、そこからやるというのもできるんじゃないのかなというふうに思うんです。市民の子育て世代の応援のためにも、国を待たずして、しっかりと対策を打つべきだと考えますが、最後お聞きをしたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再々質問についてお答えします。

本市においても、子供の均等割保険税に関わる免除及び対象年齢を未就学児にとどまらず、18歳までの子供全てへの拡充について、国に対して、毎年要望を行っているところでございます。

先ほども、繰り返しの答弁であるんですけども、市単独の動きはしづらい面がございます。そもそも技術的にシステム改修が間に合わない、できないということもございますので、削減対象とならない繰入れを増やしながらいということもご質問いただいたんですけども、ちょっとそこは難しいかなと考えております。

○玉田議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 3つ目の質問は、結婚支援事業の現状と今後の方策についてであります。

結婚支援事業は、地域少子化対策重点推進交付金を活用し行われております。こども家庭庁の資料を見ますと、2022年の出生数は80万人を割り込み、過去最少となるなど、少子化のスピードは加速し、出生数の減少は、1、未婚化、晩婚化、2、女性人口の減少、3、夫婦の持つ子供の数の減少などを要因とし、若い世代の希望をかなえ、結果的に、晩婚化、未婚化及び夫婦の持つ子供の数の減少などに歯止めをかけることを目指すとしているわけです。

若い世代の結婚をめぐる状況では、男女ともに8割以上の未婚者が、いずれ結婚することを希望しながら、適当な相手にめぐり合わない、必要性はまだ感じない、結婚資金が足りないなどを理由とし、結婚に至っていない状況にある。また、社会の雰囲気としても、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思う人の割合が27.8%にとどまるなど、子ども・子育て世帯にとって、子供を産み育てやすい状況となっていない。こうした分析等を基に、結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対し、国が補助金を出しております。

そこで、結婚支援事業を行政が担う意義は何かというのをお聞きします。

また、結婚支援事業の内容と実績についてお聞きをします。

3点目は、結婚支援事業のうち、特に独身男女の出会いを応援する婚活パーティーの目的及び成果指標は何か。また、実績についてお聞きをいたします。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問、結婚支援事業の現状と今後の方策について、
にお答えいたします。

まず1点目、結婚支援事業を行政が行う意義は何か、についてですが、新婚生活への経済的支援や結婚しやすい環境づくりといった、結婚に関わる様々な事業を総合的に実施できること、また、安心・安全な出会いの場を提供するなど、行政という信頼性の下、事業実施ができることがその意義だと考えております。

次に、2点目と3点目を一括してお答えいたします。

結婚支援事業のうち1つ目は、結婚祝い金で結婚を祝福し、夫婦の新しい人生を応援し、その定住を促進することを主な目的としており、祝い金は夫婦1組につき10万円で、夫婦とも39歳以下で、2年以上、本市に居住する意思のある夫婦となっています。実績については、令和6年度は申請131件、交付金額は1,310万円、令和7年度は11月末時点で申請99件、交付額は990万円です。

2つ目は結婚新生活支援補助金になりまして、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、結婚新生活を応援するため、住宅の購入費の一部を補助しております。夫婦の合計所得が500万円未満であれば、1世帯当たり60万円、または30万円の補助となっています。実績については、令和6年度は申請件数ゼロ件、令和7年度は11月末時点で申請3件、交付金額は150万円で行いました。

3点目は、男女の出会いサポート事業で、結婚願望がある方に出会いの機会を提供するとともに、市のPRや地域活性化に取り組むことを目的に、平成28年度から実施しています。成果指標としましては、年1回開催することとしており、事業を通じて多くのカップルが成立し、出会いのきっかけづくりになったと考えております。カップルの成立に至らなかった方からも、参加してよかったや、出会いや結婚に関して自信がついたなどのご意見をいただいております。実績につきましては、令和6年度の応募者は、男性76名、女性45名の計121名、参加者は男性22名、女性25名の計47名で、うちカップル成立数は11組で行いました。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 ここで問題にしたいのは、結婚支援事業のうちの男女の出会いを応援する婚活パーティーですね。ここはちょっと問題にしたいんですが、自治体の婚活支援事業における最大の問題は、明確な効果測定が非常に困難ではなからうかと。カップルはできました。その後というのは、やっぱり追えない。イベント参加数やマッチング数は把握できても、実際に結婚に至ったカップル数や、それが少子化対策

にどの程度貢献したか、正確に測定することは極めて困難ではないでしょうか。

婚活支援事業の投資的効果を客観的に評価する指標というのが確立されておらず、予算の適正性や事業の継続可否を判断する基準が、すごく曖昧になっているものが現状ではないかと考えます。

国は、結婚しないから子供が増えない、結婚しないのは出会いがないからだとして、経済政策として官製婚活を推奨してきていますが、しかし、全国で実施した民間意識調査では、期待する少子化施策の中で、結婚する施策について、賃金を上げて安定した家計を営めるよう支援することが46.8%と最も高く、次いで安定した雇用環境を提供すること、夫婦共に働き続けられるような職場環境の充実ということになっています。出会いがないことを理由に進める官製婚活は、本当の意味での少子化対策ではありません。

教育費の重い負担や不登校の急増など、子供を持てば大変なことが起こったり、長時間労働や非正規雇用の拡大、子供を産むことが不安、希望が持てない社会、こういうふうにつくっている政治の責任でもあります。

私は、この婚活については、やっぱり国が介入することや、市町村が介入することはできないと思うんです。結婚というのは、個人の選択が尊重されるべきだし、やっぱり結婚、そして出産ということが入っていれば、独身者や女性への社会的圧力をかけてしまう原因にもつながってくる問題ではないかと考えます。

税金を使った婚活支援施策については批判も多くあることと、また行政自体がやっぱり介入すべきではないと、やめる自治体も増えてきています。なぜかと言うたら、先ほど言ったみたいに、数字で追えないからですよ。

先ほども言ったみたいに、安心感があると言うんですけど、人にまで行政が責任を負っているわけではありません。行政がやっているから安心あるんだと言っているんだけど、カップルはできて、数字は分かっても、その後は分からないという状況から見たって、こういうことは進めるべきではないというふうに考えています。

私は、これはもうやめるべきではないかというふうに考えておりますので、それをまだまだ継続させていくのか、それともやっぱり判断をし、行政としては、こうした問題については、しっかりと考えてやめていくという、そうした回答を求めますが、いかがでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

男女の出会い事業をやめるつもりはないのかということですが、男女の出会いサポート事業は、令和6年度の応募者数が、先ほど申しましたように121名ありまして、25名のところへ、76名来たり、たくさん要望がございました。行政の信頼性の下、一定のニーズがあると考えておりますので、今年度も事業は実施する予定でございます。

○玉田議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 今年度はやるということですが、じゃあ、来年度どうされますか。これね、だからさっきから言ってるみたいに、公ですることによって、結婚しなければならない、子供を産まなければならない、そんなふうになるような形になりませんか。推し進めるような形になりませんか。自由を侵す、自由じゃないですか、結婚するのも子供を産むのも、全て自由の中で、それを行政が進めることによって、結婚しないといけない、そうできなければ駄目だというような社会になってしまいかねない問題を指摘しているんです。

そうした意味では、こういうのは、お金の使い方としてやめたほうが良いと考えるのと、それで言うんだったら、例えば、祝い金のところ、年齢で区別しているのも、私は嫌なんです。39歳以下、29歳以下で、金額が大きくなって、39歳まで、これは何を意味しているかと言ったら、女性が子供を産む年齢で区切っているんですよ。あくまでも、だから子育て支援施策やからね、そういうふうになっているんだけど、逆に言えば、婚活ではないその部分のお金をこちら側に持ってきて、それこそ生活の支援のために頑張ってくださいというような形をするんだったら、私、大歓迎ですよ。そっちのほうがずっと効果あると思います。岩出市に住んでよかったと、まず思います。

それに切り替えるとか、そういう対策を打つべきだと考えますが、いかがでしょうか。再度お聞きして終わります。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市來議員の再々質問にお答えいたします。

男女の出会い事業ですね、来年度も続けていくのかというようなことなんですけども、今後については、今年度の結果等を踏まえ検討してまいります。

個人の選択の自由とかですね、女性の社会的圧力というようなことを侵すというようなこともおっしゃっておられましたが、そのような点も含め検討してまいりま

す。

それから、結婚祝い金が39歳以下の夫婦となっていると。年齢で区切っているのをやめてはどうかというようなお話でございましたが、結婚祝い金が定住促進という面もございますので、年齢制限の見直し、39歳ということの見直しにつきましては、他施策とのバランスも考えながら、市全体で研究してまいりたいと考えております。

○玉田議長 副市長。

○川端副市長 市来議員の再々質問の中で、議員おっしゃるように、結婚というのが少子化対策というのは、ちょっと短絡的な話もあると、確かに思うところがあって、無理やり産めというのも変な話で、結果的につながればいいなとは思いますが。ただ、結婚祝い金にしろ、婚活パーティーというていいのかどうかはさておいて、これって定住促進の意味合いがほとんどやと思うんです。本来、岩出とか地元でこれからも住んでみたい、でも子供が1人しかない親御さんとかいうときに、出会いの場が欲しいなというのが、そもそもこの事業の発端やったと思うんです。

そういう場で、民間のどこへ行ってもいいけど、そういう点ではちょっと地元の人にとっては、やっぱり市でやっているということは、1つの安心感もあって、まずきっかけづくりでやるのがいいのかなということで、多分始めたんだと思います。

そろそろその辺の効果も含めてという話もあるんですけど、今現在、120名を超える申込みもあるというのは、これは1つの成果でもあるとは思いますが、その辺も踏まえて、今後検討していきたいと思っております。

○玉田議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

ここで、閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、去る11月28日開会以来、議員皆様方には、本日までの19日間にわたり、提案されました条例の制定及び一部改正等、重要案件について、慎重なるご審

議を賜るとともに、議会運営に当たりましても、特段のご理解とご協力を賜り、ここに無事閉会の運びとなりましたこと、心から厚く感謝を申し上げます。

さて、市民に最も近い市議会の役割は、多様な民意を政策に反映させていく上で、議決による団体意思決定、政策立案など、二元代表制の議事機関として、まちづくりの一翼を担う重要なものとなってきました。

議員各位並びに理事者各位におかれましては、市政発展と市民福祉の向上にご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

本年も残り少なくなってきました。時節柄、なお一層ご自愛のほどお祈り申し上げますとともに、令和8年が皆様方にとりまして、健やかで実り多き良い年となりますよう心からご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これにて、令和7年第4回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(14時26分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

令和7年12月16日

岩出市議会議長 玉田 隆紀

署名議員 福山 晴美

署名議員 田畑 正昭